

第八十回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第二十二号

昭和五十二年五月十七日(火曜日) 午前十時四十分開議

出席委員

- 委員長 地崎宇三郎君
- 理事 大西 正男君
- 理事 高村 坂彦君
- 理事 小川 省吾君
- 理事 小川新一郎君
- 相沢 英之君
- 石川 要三君
- 渡海元三郎君
- 中村 直君
- 堀之内久男君
- 岩垂壽喜男君
- 新村 勝雄君
- 山田 芳治君
- 斎藤 実君
- 中井 治君
- 川合 武君

- 理事 木村武千代君
- 理事 中村 弘海君
- 理事 佐藤 敬治君
- 理事 山本梯二郎君
- 井上 裕君
- 谷 洋一君
- 中村喜四郎君
- 西田 司君
- 与謝野 馨君
- 加藤 万吉君
- 細谷 治嘉君
- 権藤 恒夫君
- 和田 一郎君
- 三谷 秀治君

出席國務大臣

- 國務大臣 (国家公安委員長) 小川 平二君
- 内閣法制局第二部長 味村 治君

出席政府委員

- 警察庁長官 浅沼清太郎君
- 警察庁長官官房長 山田 英雄君
- 警察庁刑事局長 鈴木 貞敏君
- 警察庁刑事局保安部長 吉田 六郎君
- 警察庁警備局長 三井 脩君
- 委員外の出席者 警察庁刑事局保安部保安課長 柳館 栄君

法務省刑事局刑事課長 佐藤 道夫君

参考人 (新東京国際空港公団副総裁) 町田 直君

参考人 (新東京国際空港公団理事) 角坂 仁忠君

地方行政委員会調査室長 日原 正雄君

五月十四日

行政書士法の一部改正反対に関する請願(春日一幸君紹介)(第四九三六号)

行政書士法の改正反対に関する請願(宮田早苗君紹介)(第四九三七号)

同月十六日

行政書士法の改正に関する請願(塚本三郎君紹介)(第五〇八六号)

は本委員会に付託された。

五月十六日

地方財政確立に関する陳情書外七件(浜田市議會議長遠藤清外七名)(第一六四号)

東京都特別区の財源獲得に関する陳情書(東京都渋谷区議會議長花崎丈治)(第一六五号)

地方行政の充実強化に関する陳情書(宮城県議會議長木村幸四郎)(第一六六号)

社会保険、国民年金行政事務の地方移譲及び職員的身分移管に関する陳情書(栃木県議會議長薄井信吉)(第一六七号)

退職地方公務員の年金制度改善に関する陳情書(近畿二府六県議會議長代表和歌山県議會議長堀坂治郎五郎外七名)(第一六八号)

地方議會議員の半数改選制等反対に関する陳情書外二件(愛媛県上浮穴郡面河村議會議長木下勲外二名)(第一六九号)

日本道路公団等の有料道路に対する固定資産税課税に関する陳情書外二件(滋賀県坂田郡近江町議會議長樋口文治外二名)(第一七〇号)

農家使用の乗用コンバインに対する地方税免稅措置に関する陳情書(名張市議會議長奥西利男)(第一七一号)

消防職員の団結権保障及び消防施設の拡充強化に関する陳情書(稚内市議會議長岡本龜美)(第一七二号)

行政書士法の改正に関する陳情書外一件(名古屋市西区菊井通六の七深谷みね子外四百五十九名)(第一七三号)

は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案(内閣提出第四四号)(參議院送付)

○地崎委員長 これより會議を開きます。

内閣提出に係る銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、本案について、本日、参考人として新東京国際空港公団副総裁町田直君、新東京国際空港公団理事角坂仁忠君の出席を求め、意見を聴取いたしました。御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○地崎委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○地崎委員長 質疑の申し出がありませんので、これを許します。小川新一郎君。

○小川(新)委員 私は、前回問題になりました成田空港の警備問題及び銃刀法の改正法案について御質問させていただきますが、銃刀法の問題につきましては和田君がやりますので、時間内、許された範囲内で成田空港の問題について御質問をさせていただきます。

まず、公団の方は来ておりますか。

○地崎委員長 参りました。

○小川(新)委員 お名前は……。

○地崎委員長 町田副総裁です。

○小川(新)委員 では副総裁にお尋ねいたします。

成田空港の開港の見通しについてお尋ねいたしますが、まず一つ一番機を飛ばすのか、これは年内なのかそれとも来年なのか。それから関係千葉県との問題、千葉県側はどういうことをいま空港や当局に陳情しているのか、そして千葉県とのネックは何なのか、そしてその問題が解決するためにはどのような手段、方法、対策を講じて、この空港の開港という問題に努力していかれるのか、これが一番目の問題でございます。

それから、あなたの方の見方でございますが、今後の反対派の動きをどのようにまず空港公団としては見ているのか、そのことによって警備体制との話し合いが出てくると思えますが、反対側とは話し合いの余地は全くないのかどうか。

また、第三点といたしましては、年内開港を急ぐ理由ですね。福田総理からの指示があつて公団としては努力をなさっていると思えますが、流血の惨事がいま起きておられます。御存じのとおり東山さんが亡くなられ、また警備体制を整えている警察側でも、いま瀕死の重傷が伝えられている警察官もおられます。また過去に三人の警察官が亡くなられております。このようなとうとうと人柱、犠牲の上に空港公団がいま強行しようとしてい

る、年内開港を目指して聞いているという一つの理由は何か。この辺の問題をひとつ明確に回答えたいかと思ひます。

○町田参事 回答申し上げます。

まず開港の見通しでございますが、先生御承知のとおり、現在まで四千メートルの滑走路、それからこれに対応いたします旅客ターミナルビル、貨物ターミナルビル、その他空港の施設はほぼ全部第一期分は完成をいたしてあります。また御指摘のように、去る五月六日におよぶ妨害鉄塔が撤去されました、現在運輸省におきまして飛行場の完成検査のための飛行検査を実施いたしております。このように開港につきましても空港側としての準備は着々と整つておるわけでございます。

なお、御指摘のございました地元要望というものがたくさん出ておりました、特に千葉県からは二十八項目の要望が出ておりました、この中にはアクセスあるいは騒音対策という大きな問題がたくさんございます。

それからまた、空港を開港いたしますための必要な問題といたしまして航空燃料の暫定輸送の問題がござります。

これは、これらの問題をできるだけ最善の努力をいたして解決をいたしまして、政府の方針のおおりに年内に開港をいたしたいということを私どもとしては考えておる次第でございます。

問題が前後いたしますが、何でもそんなに急ぐのかという御指摘でございますけれども、これは先ほどから申上げておりましたように、すでに空港の施設はほぼ完全に完成をいたしてありますし、それから一方、国内的にも国際的にも羽田空港の状況あるいは国際空港の関係等考えますと、国家的、国民的にも一日も早く開港することが必要であり、また、私どもに課せられた使命であるというふうなことを考えております。ただ、先ほどから申し上げておりますように、地元の関係ということにつきましても、十分なこれに対する対策をいたしまして、御了解を得た上ということでも努力をいたしておる次第でございますけれども、こういう問題を解決いたしました上で一日も早く開港することが必要であるというふうなことを考えておる次第でございます。

次に反対派の動きでございますが、いわゆる三里塚芝山反対同盟並びにこれを支援しております学生集団等の動きにつきましては、私ども公団といたしまして、今後これがどのような方向に行くのかということ、いまの段階でなかなかその動向について見きわめることは困難でございます。

ただ私どもといたしましては、一日も早くこの反対同盟の方々が私どもの考えております新空港の必要性あるいは地元対策等につきましての努力を理解をしていただきまして、ただいまのようないわゆる過激な運動、考え方は一日も早く捨てていただくということを心からお願いをいたしておる次第でございます。

ふうに考えておる次第でございます。ただ、いわゆる反対同盟の方々のお考えは、私どもいままでも承知しております範囲におきましては、とにかく成田空港を廃港に持つていくんだ、こういうことが第一の何と申すか、中心の考え方であるように聞いておりますので、こういう方々と話し合いをいたしまして、何らかの解決策を見出すという事は非常にむずかしいのではないかと申すように考えております。

しかしながら、やはり反対者に対しても、先ほどから申述べております新空港の必要性あるいは地域社会との共存共栄の国、公団の方策につきまして、理解を得る努力は今後も続けていきたいというふうなことを考えておる次第でございます。

○小川(新)委員 私は何も空港公団のやっていることに改めて文句を言っているわけじゃないのですが、巷間伝えられるところによると、非常に熱意の問題、総裁みずから陣頭指揮をとって話し合いの場をつくるか、または一理事を危険にさらして話し合いをさせているとかというところでなくして、総裁、副総裁みずから現地に飛んで陣頭指揮をされている姿が世間に対する非常に悪い影響を与えてくる、こういう問題が非常に批判されている点もあるということをまずお考えをいただきたいと思つております。

それから、何でもかんでも与えられた公団の機能の中でやるうとするのでなく、解決するためには、前向きに解決の方策を打ち出していかなくてはならないんじゃないかと申すので、この辺が非常に重要だ、これだけの枠の中で処理をするんだ、予算もこれだけなんだからこれだけのことでやるんだというのでなく、解決のためには金も惜しまない、糸目もつけない、こういう前向きの姿勢というものが当然要求されないと、これはもうその枠の中だけで処理していかうとするところに官僚セクションと申しますが、そういうものの発想では解決ができないんじゃないか。そしてできなければ実行使だ、後は警察、機動隊に任せ

ればいいんだ、しかもこの反対派の人たちは何も過激な行動をするというのではなくて、これは過激派とは別の考え方を持ってもらわなければ困ると思う。一体、戸村さんを初めとする反対同盟の人たちが過激暴力極左集団を導入させることを要請したのか、果たしてそういう連中が勝手に入ってきたのか、そういう人たちが先頭に立っていることが、その反対同盟の全体の動きとして見るものなのかどうなのか、そういうところの公団の考え方が私にはわからないのでお聞きしたいのであります。

○町田参事 たいま御指摘のございました幹部の陣頭指揮の問題につきまして、一部新聞等にもそれに似たような報道がございました。ただ、私ども決して絶えず逃げたり何かしているというふうな、新聞に書いてあるようなことではございませんで、実際に私も必ず毎週数回は現地へ参りまして、実際に仕事をいたしておるわけでございます。その点若干の誤解はあるかと思ひますけれども、私どもの努力が足りないという御指摘でございます。それは甘んじてお受けいたすけれども、決して陣頭指揮をしていないということではございませんので、その点はひとつ御了解をいただきたいと思ひます。

それから、前向きの解決の考え方が非常にセクショナリズムではないかという御指摘に対しまして、御承知のように、公団は公団なり一つの枠がございまして、必ずしも何でもかんでもできるわけではございませんので、その辺がいろいろ公団としてはつらいところがございます。しかし、要は考え方の問題でございます。先生の御指摘にございましたように、枠を超えてというわけにございませぬけれども、枠の範囲内でもできることはいたすように、私どもから関係の政府その他にも働きかけ、御指摘の解決策に向かって努力いたしたいという事は考えております。最近若干そういうふうなことも実績としてあらわれているのではないかと申すように考えてお

りますので、この点も今後ともひとつ御叱責をいただきたいと思います。

反対同盟のことにつきましては、なかなかむずかしくて十分わからないところもございませうけれども、私も、現在のいわゆる三里塚山反対同盟の幹部と、それから実際に農地を持って公団の要請に応じて農地を売り渡す立場にある方々が、必ずしも一体であるかどうかということについては若干の疑問を持っております。私どもの努力によりまして御納得をいただいて土地を売っていただいた方も、最近に至りますまで数人ございました。したがって、廃港に持ち込むという一つの思想的な考え方と、それからそうでなく、本当の農民の方で、産業をするためにどうしても農地が要るんだという方々との立場は必ずしも同じではない。したがって、そういう方々に対しましては、公団の必要のために農地は売っていただきますけれども、それに対する補償と申しますか、代替地の提供と申しますか、そういうことにつきましては、少なくとも現在の生業が悪くならないようにという努力は今後も続けていきたい、こういうふうな考えでおる次第でございます。

○小川(新)委員 民主主義ですから、考え方は幾つもあると思います。絶対に廃港に追い込む、または農業がやっていると保証があれば協力したい、こういう現地の人たちの声が二つ、三つに分かれることは当然のことです。

そこで、私も、廃港に追い込むとか廃港に追い込まないとかをいままここで議論しているのはありません。ただ、空港公団の姿勢の問題をいま私は追及している、これは追及と申してはあれませんが、私の意見の中に、たとえば代替地の問題について、土地の評価の問題についてもあくまでも協力して、それを地主と話し合いの場に持っていきけるような評価をする場合も、安く買えばいいんだ、これは国家の利益になるんだというような一方的な考え方でまともな話もまともにならなう。そういう問題の一例を挙げて、

前向きに、弾力的に、この空港公団の解決の姿勢の問題、これが努力がなければ、もうお役所的な物の発想でいって、何でも与えられたものはこれだけなんだという考えでいきますと、最後は実力行使、お互いに意見の衝突、最後には流血の惨事、流さないでもいい血を流すような事態にもなるから、私はそういう姿勢の問題を、弾力的な物の発想ができるのかできないのか、それをきょうはお尋ねしているわけでございます。

○町田参考人 先ほどお答え申し上げましたとおり、空港公団としては一つの枠なり何かございませうけれども、その枠の範囲内におきまして、あるいは枠がある程度変えられる分につきましては変えられる努力をいたしまして、御指摘のようにそういう問題についてはできるだけ努力していきたい、こういうふうな考えでおる次第でございます。

○小川(新)委員 それでは、副総裁、お忙しいようですから、結構でございます。

では具体的な問題として、今回の成田空港反対闘争で動員された反対派の内訳はどうなっているのか。現地から動員されたものの勢力、他から動員されたものの勢力、また過激派と言われるものの集団との関係はどうか。先日埼玉県浦和市内過激派の内ゲバ事件があり、ライオンが焼き討ちに遭いまして、中で四人蒸し焼きにされました。この事件は、いまだに解決されておられません。また、芝山町長宅警備の警察官を襲撃した集団と浦和の内ゲバ事件によって蒸し焼きにされたこれらの青年とは同じ集団なのかどうか、このような殺人集団が千葉県に入り込んでくるのかどうか、それとは全く別個な温和な集団なのか、この辺、警察当局はどのように理解しているのか。

○三井政府委員 まず第一に、全部で十六件ありました五月六日以来の事態の中で、五月八日及び五月九日の事態が一、二を占める大きな事態でございました。そのうち、五月八日には現地三里塚の千代田農協前広場において集会を催したわけでございますが、これを目標として五月八日当日、反対同盟も含めまして三千七百人が現地入りいたしました。集会に集まりましたのはそのうち二千七百人でございます。三千七百人のうちその大部分、三千名を超える部分がいわゆる極左暴力集団でございます。日ごろ内ゲバ等過激な行動をやっておる連中でございます。

そこで、いまお話しございました四月十五日の、浦和市内におきます革マル派の幹部四名を襲って火災びん等によりまして焼き殺す事件がございましたが、これにつきましては、犯行を行ったセクトは、その声明等から革労協、革命的労働者協会であることがほぼ明らかになっておるところでございます。いま捜査の重点をそこに置いておるわけでございますが、ただいま一口で成田現地に集まった極左暴力集団と申しましたが、そのセクトは、多い順に申しますと、第四インター、中華派、革労協、その他ブント系、こういうことでございます。四人焼殺という殺人事件を敢行いたしましたセクト革労協もまたここに約三百名参加したわけでございます。

次に、五月九日、警察官が芝山町長宅前派出所におきまして勤務中、六名が四十名ないし五十名の極左暴力集団の襲撃を受けました。火災びん數十本の投てきを受け六名が重傷を負ったわけですが、お話しのようにそのうち危篤状態を続けておる、こういう者もあるわけでございますが、

この犯行集団はいまのところ、ただいま申しましたこのいづれの集団であるかということは明らかではありませんが、現地におりますはつきりしたセクトとしては、第四インター、中華、革労協、ブント系、大ざっぱに言いますとこの四つのセクトのいづれかに属するものというふうに考えておるわけでございます。

そういう意味におきまして、この極左集団が三里塚闘争におきまして、先ほど三里塚は廃港を目標とす、こういう言い方がありましたが、これは地元の反対同盟が廃港ということを言っておるわけでありまして、極左暴力集団が言っておりますのは、これは革命における一種の予行演習でありまして、この成田空港がで上がりますと、これは軍事的な性格を持っておる、だから革命路線の一つの闘争の課題としてこれを粉砕する、こういう趣旨でございます。

そこで、そういうような集団でありますので、一般に言われておる公害反対闘争といったような意味での平穏な意図を持ってやっておるのではなくて、最初から暴力革命ということを実践する集団としての極左各セクトというものの現地動員でございます。これがそういうものであることは明瞭でありますから、現地に來る、つまりそれを現地に集合させないで、現地で流血の事態を引き起こさないように、事前段階において各種措置をすることの問題でございますが、私たちがこの点については鋭意努力しておるわけでありまして、平素から彼らがどういうような意図を持って、どういう時期及びどういう地点にどういう行動をするかということ、いわゆる情報活動の中で彼らの意図をつかみたいという努力をいたします。

次に、現地入りいたしますに当たりましては、バス等で参る者、電車等で参る者等があるわけですが、現地入りするその付近で強力な検問を実施いたしまして、これが角材、火災びん、あるいは鉄パイプ……。

という質問なんです。

そこで、こういう過激派の、いまでもお互いに内ゲバで人を殺し合った集団が集まってきたことは事実であり、浦和で四人殺した連中も三百人来ておる。これが話をひっくり返して、暴力やくざの集団がこういうふうな集合してきたときには警察としてはどういう処置をとります。人殺しをやったというところがわかっておる組の者が三百名もそういって意図、目的を持って集合し、危害を加えるやもわからぬ連中が集まってきたときには、警察としてはどういう態度をとりますか。

○三井政府委員 それは兇器準備集合罪を犯す直前の状態ということが考えられますので、警察におきましては、その集団の個々に警察官が張り込むとか尾行するとかということ、その行動は行動に出る直前、つまり凶器を持ったという段階でこれを取り押さえるという努力をいたします。

○小川(新)委員 行動と言えども、集合しましたね、ヘルメットをかぶり、パイプ、火炎びん、石等を持ち集合した、まだ行動しない、その集合しているときには逮捕できないのかどうか。

○三井政府委員 凶器を持って集合している段階で検挙できます。

○小川(新)委員 今回の場合はそういう事態では逮捕できなくて、投石をし、火炎びんを投げ、火をつけた車を警察官の側へ突入させ、そこから行動が——そのときにはまだ逮捕の段階にはなくて、警察ではただこうやって並んでいたのかどうか、逮捕に飛びかかったのかどうか。

○三井政府委員 警察官二百名余りが集会警備のために配置についておりましたところ、離れた団結小屋に集合して五百五十名が凶器等を持って警察部隊に突入してきた、こういう段階でございますので、凶器等を持って団結小屋付近に集合した段階、ここで法的には検挙できるという事態でございます。

○小川(新)委員 その集合した人数のときに複数、多数の、警察官以上の勢力があるときには、飛びかかっていったのでは警察官も袋だたきに遭

う危険性があるわけなんです。だけれども、そこで逮捕しなければならぬわけなんです。そこでガス銃の使用が問題になってくるのですが、成田の現状はどうなっているかということをお聞きしたいのです。特に、第五ゲートにおける衝突の状況の具体的な模様ですが、それはこちら側が逮捕しようと思つてわあつと行動を起したのか、向こう側が警察官を撃破しようと思つて行動を起したのか、向こう側がこつちをやるうとしたのか、逮捕できる状態にありながら逮捕しなかったのか。そこでガス銃が使用されたという状況が出てくると思つたのですが、その辺はどうなんでしょうか。

○三井政府委員 まず五百五十名が凶器等を持って一団としてやってくる状態、これは法律的には凶器準備集合罪になるわけですから、警察においてそこで検挙することが適当であると判断すれば検挙できるわけでありまして、多勢に無勢と申しますか、そういう状態であるの、二百二十名の部隊は千代田農協前で行われる集会、これが平穩に行われるように、この集会に凶器等を持って参加する人間をここで検問をして凶器等を取り上げる、それから凶器なるものは一時預かる、こういう措置をとることを任務として二百二十名配置しておいたわけでありまして、そうしたら突然五百五十名が集まってやってくるという状況で、警察としては予期しない事態が突然に出てきた、こういうことでありますので、この二百二十名に対して五百五十名の集団が向こうの方から攻撃をかけてきたという事態でありますので、これは凶器準備集合罪の域をすでに越えまして、凶器行使して人に対して暴行、傷害等を加えるための実力行動に移った。この段階で警察がこれを制止をし検挙するという活動に入ったわけでございます。

○小川(新)委員 制止し逮捕する行動に移ったが、その結果は出たのですか。

○三井政府委員 いまのような状態でありましたので、本来ならば五百五十名全員を検挙すべきにも、そういう事態だと考えますけれども、二百

二十名の部隊であったということ、それから相手の手段、方法が大変凶悪といえますか、火炎びんはもちろん、自動車等を用いる等のことでありまして、努力をいたしましたがここでこの検挙は二十五名、つまり二百二十名の警察官のうち百二十五名が負傷するといふような状態でありましたので、五百五十名検挙すべき対象のうち二十五名しか検挙できなかったという、われわれとしては大変残念な状態でありました。

○小川(新)委員 そうすると、運の悪いのが二十五名つかまつた。だけれども参加した六百名、全部同罪ですか。

○三井政府委員 原則として同罪でございますが、個別に見て個別の事情があれば別であります。現場の状態としては全部同罪。

○小川(新)委員 過激派はどんな方法でどんな襲撃を仕掛けてきたのですか。

○三井政府委員 まず五百五十名の集団の真ん中に小型トラックを持ってまいりまして、これには鉄パイプ、それから石、その他を満載をいたしておきます。何回か往復したようでありまして、最終的には石はそのそばにおろし、鉄パイプを各人が取って武装する。その車は後退をいたします。今度はその車の前に小型乗用車二台を持ってまいりまして、これに火炎びんを積み、さらに火をつけ、エンジンがかけたまま警察部隊に突入させ

れを受けまして、これに当たった警察官は呼吸困難に陥り入院をいたしました。これは四十三年にも市役所前の事件のときにも、コロピクリンを投げられて警察官のどを切開してやつと一命を取りとめたというようなことであります。これを数本投げたということ、彼らの意図は少なくとも警察官を殺す、こういう意図があったと推定されるわけでありまして、その裏づけとして、ことしの一月、反対同盟の委員長は、警察官を最初は数名殺せ、その次に十名ぐらい殺す、その後は二百ないし三百名の警察官に死んでもらうというようなことを演説で言っておりますので、あるいはそういう気持ちでそれを実行に移したのか、もちろんそれだけではないと思つたが、そういうような行動状態でございます。

○小川(新)委員 こういう無法が行われていることは、大臣、大変なことだと思つています。この中には純粋な成田の先祖伝来の土地を守ろうとしている農民、婦女子、老人、そういった地元の人たちは入つていなかったのですか、入っていたのですか。

○三井政府委員 この五百五十の中にはほとんどゼロであると思つています。三千七百名と先ほど申しましたが、三千七百名は当日成田地区に集まった人でございます。その中には七百人ぐらい地元の方もおられました。反対同盟自身は二百名ぐらいしかおりませんけれども、地元の人もおりました。そのうち二千七百人が千代田農協前の集会に参加をいたしました。この中には反対同盟関係はわずかでございまして、それとは別に攻撃をかけてきた五百五十名の中には地元民はほとんどゼロというように私たちは考えております。

○小川(新)委員 問題は、これらの行動をした人たちにわれわれが考えている地元農民方がまじつておつたのかどうかということなんです。純粋な左翼暴力の過激派の連中だけで別途の行動をしたのかどうか。しかもガス銃を撃つのは、向こうが投石をし火炎びんを投げ、実際の戦闘行動に移ってから撃つたのかどうか、それともまだ行動を起

れを受けまして、これに当たった警察官は呼吸困難に陥り入院をいたしました。これは四十三年にも市役所前の事件のときにも、コロピクリンを投げられて警察官のどを切開してやつと一命を取りとめたというようなことであります。これを数本投げたということ、彼らの意図は少なくとも警察官を殺す、こういう意図があったと推定されるわけでありまして、その裏づけとして、ことしの一月、反対同盟の委員長は、警察官を最初は数名殺せ、その次に十名ぐらい殺す、その後は二百ないし三百名の警察官に死んでもらうというようなことを演説で言っておりますので、あるいはそういう気持ちでそれを実行に移したのか、もちろんそれだけではないと思つたが、そういうような行動状態でございます。

○小川(新)委員 こういう無法が行われていることは、大臣、大変なことだと思つています。この中には純粋な成田の先祖伝来の土地を守ろうとしている農民、婦女子、老人、そういった地元の人たちは入つていなかったのですか、入っていたのですか。

○三井政府委員 この五百五十の中にはほとんどゼロであると思つています。三千七百名と先ほど申しましたが、三千七百名は当日成田地区に集まった人でございます。その中には七百人ぐらい地元の方もおられました。反対同盟自身は二百名ぐらいしかおりませんけれども、地元の人もおりました。そのうち二千七百人が千代田農協前の集会に参加をいたしました。この中には反対同盟関係はわずかでございまして、それとは別に攻撃をかけてきた五百五十名の中には地元民はほとんどゼロというように私たちは考えております。

○小川(新)委員 問題は、これらの行動をした人たちにわれわれが考えている地元農民方がまじつておつたのかどうかということなんです。純粋な左翼暴力の過激派の連中だけで別途の行動をしたのかどうか。しかもガス銃を撃つのは、向こうが投石をし火炎びんを投げ、実際の戦闘行動に移ってから撃つたのかどうか、それともまだ行動を起

れを受けまして、これに当たった警察官は呼吸困難に陥り入院をいたしました。これは四十三年にも市役所前の事件のときにも、コロピクリンを投げられて警察官のどを切開してやつと一命を取りとめたというようなことであります。これを数本投げたということ、彼らの意図は少なくとも警察官を殺す、こういう意図があったと推定されるわけでありまして、その裏づけとして、ことしの一月、反対同盟の委員長は、警察官を最初は数名殺せ、その次に十名ぐらい殺す、その後は二百ないし三百名の警察官に死んでもらうというようなことを演説で言っておりますので、あるいはそういう気持ちでそれを実行に移したのか、もちろんそれだけではないと思つたが、そういうような行動状態でございます。

るわけでございます。ところで、この催涙ガスは武器ではございませんで、いわゆる催涙効果によりまして一過性の行動制約をする、こういうものでもございますから、いわゆる用具でございます。武器ではないわけでございます。ただ、先ほど申し上げました状況のもとで、警察官が通常持つております武器である拳銃さえも使えるような状態におきましては、何を使っても、そして相手方にその結果危害を与えてもいいという状況下でありまして、警棒を持つておればそれを使う。ガス銃を持つておれば、通常ガス銃というのは相手方に危害を加えない方法で一過性のものとして使われるわけでありまして、これも使い方によって危害を与えても差し支えないような状態で、使ってもいい、こういうことでございます。

そこで、この催涙ガスについて申しますと、先ほど申したように、われわれは制約のある中で工夫を加えて、相手方の戦術に対応していくというためにいろいろ考えるわけでございます。それで、できておる催涙ガス銃、ガス器具でございますが、伝統的には単発式のガス銃、ガス器具でございます。ものを一つ持つておるわけでございます。これは一回一回催涙ガス筒を詰めるわけで、これには何秒か要するわけでありまして、集中的攻撃を受ける場合に合わないというところであります。その結果、四十六年に秋に警察官が成田で三名、渋谷で一名、四名死亡いたしました。これに対して、何とか警察として対応するような手段、方法はないかということの研究いたしました結果、ようやく二年ほど前に連発式のガス銃を工夫したわけでございます。これは一発一発込めるのではなくて、引き金を引くことにより一発ずつ数発出てくるという程度のものであります。そのかわり、そういうものでありますから一発の重さその他を小さくしなければ出ないということでありまして、従前のものよりは小さいわけでありまして、従前のものより倍々というところで、トータルにおいては、従前のものよりは催涙ガスの量が二倍ぐらゐ、一定の時間内

に投射できる、こういうものを開発したわけでございます。そういうものでありますので、この点につきましては性能その他を公表いたしますと、相手方がこれに対応措置を講ずる。従前の単発式のものにつきましては、東大事件のときでも相手方は対応措置を講じまして、なかなか効果が上がらなかつたというところもありました。今度もまた鉄塔には板を張つたりいろいろのことをやって、あれはガスを頭に置いたものかどうかわかりませんが、対応措置を講ぜられるということでありまして、この点の公表をいたしますと、ときには対抗措置がエスカレートしていく、警察の手段、方法がますますなくなっていくということになってくるおそれが大変大きいという意味で、従前の単発式のものもそうでありまして、裁判の公判席におきまして、また従前の国会におきましてもその事情を申し述べまして、警察としては公表しないということ措置をしていただいております。その点をどうぞよろしく御理解をいただきますと考える次第でございます。

○小川(新委員) いろいろと議論もありませんが、そういふこともわれわれは考えなければならぬと思ひます。そこで、今回の闘争で大変な死傷者が出ておりますが、こうした犠牲は可能な限り避けなければならぬと思ひますが、大臣は今後過激派に対してどう対処するのか、また今後過激派がゲリラ活動や飛行機を飛ばせないため過激な計画を立てると言われておりますが、警察は無用の犠牲を避けるためどのように対処するのか、この二点をお尋ねして終わります。

○小川(新委員) 極左暴力集団の活動と申しますものは、これは申すまでもなく民主主義を否定し、民主主義に挑戦をする行動でございます。これに對しましては警察当局は最も峻厳な態度で対処することを期待いたしておりますが、その際、申すまでもないことでございますが、違法

な行為を抑制するのに必要な最小限度を越えないように、こちらにも相手方にも死傷者を出さないようにというところを旨として活動すべきは当然だと思つております。

○三井政府委員 当面、五月二十九日集會を計画してあります。また四月十七日に一万二千人を集めた集會がありましたが、それを上回る集會をやつて鹿港に持ち込むための行動をする、こういうことを言つてあります。そのためにやる方法といたしまして、空港の施設を攻撃する、また彼らが敵と考へる個人を対象として攻撃を加えるというふうなことをある程度公言もいたしておりますので、私といたしましては、こういう点につきまして固定の警備配置、人に対する警戒、こういうことを十分にいたします。当日も全国から機動隊を集めて、多少オーバーというふうなことがありましても、蠢動させないという体制で無事に済むようにいたしたいと考へておる次第でございます。

○地崎委員 和田一郎君。

○和田(一)委員 私は、銃砲刀剣類所持取締法の一部を改正する法律案についての質疑を行います。まず質問の初めに、この問題は参議院でも審議されておりましたし、またいろいろな議論もございまして、それをずっと読んでまいりますと、社会一般に与える影響、たとえば愛好家に対する影響または治安に対する影響、いろいろございまして、そういうことなので、前もって私が当局の方に預けておきましたモデルガンの資料を使って、具体的にこのように改造されたのだという点を御説明願えればありがたいと思ひます。

○吉田(八)政府委員 モデルガンの改造にはいろいろ種類がございますが、まずそのうちの最近の新しい事例について一応申し上げたいと思ひます。まず、最近押収いたしました事件といたしまして、新聞にも大きく報道されましたが、関口一家の拳銃改造事件というものがございまして、これ

押収された改造拳銃は十一丁でございます。いずれもベレッタ自動式モデル拳銃でございます。関口組では都内で約三十丁のモデルガンを八千円で購入して、そして、このベレッタ自動式モデル拳銃の様式でございますが、この拳銃は中の銃身が取りかえのきくものでございまして、そこでこの銃身を取り出しまして、鉄工所に頼みましてこの銃身の長さのバンプをつくらせてもらつて、これを百三十本注文してつくりました。ところが、売られております本物の銃身には、ここに超合金が詰めてございまして、この超合金を詰めておると、ここに残つておりますこの部分は販売されておるもの一部でございますが、この長さのバンプを工場で作つてもらひまして、そしてこの長さの部分だけを削りまして、この残した、販売されたものこの一部にこれをはめ込みまして、それからさらにこの撃針のところ、これを改造してつくつたものを、十五丁つくつたり十一丁押収したわけでございます。

もう少し詳しく申しますと、この銃身の薬室部の先端から銃身を切断し、鉄バンプを薬室に挿入して、銃身についてはそういう加工をした。それからスライドの部分でございますが、スライド内のインサートは重鉛合金の中に完全に鑄込まれておらず、大部分が露出しておるもので、S m基準に若干違反しておるものでございます。それから撃針につきましては、発火ブロックのみぞにしんちゅうをはめ込みまして、その先端に鉄製の撃針をとつつけたものでございます。それからこの拳銃に使用されます弾につきましては、これは一緒に押収された実包は手製のものです。これに穴をあけて、それから銃用雷管をそれに装着し、猟用の無煙火薬を装てんしたものでございまして、その弾丸はしんちゅう製でございます。この手製実包をこれらの改造拳銃に装てんして

発射いたしてみますと、厚さ十二ミリの杉まき目板を三枚から四枚貫通いたしております。したがって十分に殺傷能力があるというように判断されます。

なお、このMGC製のモデルガンを改造したものは三月十七日に羽田上空で起こりました青酸犯人岡野正夫がハイジャックに使用したものと全く同様のものがございます。

○和田(一)委員 モデルガンに対する規制、これはいままででもございましたけれども、その経緯等を段階的に説明を願います。

○吉田(六)政府委員 モデルガンは大分以前からおもちゃとして売られておったようでございますが、昭和四十年前まではその数も少なく余り弊害もなかったので、容易に改造できるものについては銃刀法で規制してはかばか特別の規制を受けていなかった。つまり少許の加工で銃銃になるというようなものは、これは銃刀法上の規制を受けますので、それ以外の規制はなかったという状況でございます。

ところが、四十四年ころになりますと、四十万丁以上のモデルガンが市販されるようになり、これに伴いまして、モデルガンを本物の銃銃のように見せかけて強盗などに用いられるというような事案が、四十四年中に六十件、四十五年になりまして七十三件発生して、これは問題ではないか、しかも、さらに四十五年の八月十九日には、やはりこの見せかけのモデル銃銃をもちまして全日空のアカシヤ号事件、ハイジャック事件が起きております。

それで、四十六年の銃刀法改正というものが行われたわけでございますが、これは一見しておもちの拳銃であるというような改正でございます。その後モデルガンの出荷数は三十万丁に一時減ったわけでございますけれども、このモデル銃銃がだんだんと精巧をきわめていくに従いまして、昭和四十七年ころから拳銃、特に改造拳銃の押収数が増加いたしました。これに伴い、四十八年にはモデルガンの出荷数も約五十万丁に急増す

るといふ状況が見られたのであります。そこで、四十九年にモデルガンの改造防止措置につきまして、法的規制を含むいろいろな対策を実は庁内でいたしたわけでございますが、この過程におきまして、モデルガン業界におきましては、自主規制によって改造防止措置を行いたい、そういう趣旨を当庁に対して申し出てまいりましたので、当庁としては一応これを評価し、その推移を見守っていかうということに態度を決したわけでございませう。業界では四十九年の十二月に協同組合を設立いたしました。五十年の十一月から改造防止措置の検査に合格したS mマークつきのモデル銃銃が市販されるようになったのであります。

ただ、この検査は、業者が持ち込むものを検査するといふもので、いわゆる抜き取り検査ではございませぬので、そこにも問題があったかと思っております。この自主規制も一応の成果は上げてきておりますが、これはあくまでも組合の自主的な活動でありますから、そこにはおのずから限界がございまして、改造事犯を減少させることが必ずしもできなかったという経緯がございませう。そこで今回の改正をお願いするということに至ったわけでございませう。

○和田(一)委員 モデルガンの製造、販売状況なんです。いまも多少の御説明がありましたけれども、機種ですね、どういう種類、または製造業者の数、それから大体どのくらいの値段でどういうものが販売されているのかということをお察してつかんでいらつしやうたらお教え願いたい。

○吉田(六)政府委員 モデルガンの出荷数は、日本モデルガン製造協同組合の調査によりますと、昭和四十一年度には約十四万三千丁でありまして、四十六年度には約三十四万四千丁、五十一年度には六十一万六千丁と大幅に増加してきておりまして、これに伴い、技術の向上もあって、製品も精巧になってきております。

なお、昭和五十一年度には、このほか、小銃、猟銃等に類似するいわゆる長物が約三万一千丁、それからプラスチック製拳銃が約十萬三千丁

出荷されております。モデルガンの機種につきましては、機構上から区別してみますと、回転式、自動式、中折れ式、それから張り合わせ式等に分けられますが、その約七割が回転式であります。

機種については、各メーカーがそれぞれ実在する外国製拳銃、小銃、ライフル銃、マシンガン等のモデルをつくらせておりますので、拳銃で約六十機種、長物が約四十機種ほどあります。

モデルガンの製造業者につきましては、昨年十月行った特別調査によりますと、十三の業者がおります。そのうち十一業者が改正作業当時組合に加盟してあります。

なお、卸販売業者は六十一、小売販売業者は千九百二十八というように把握してあります。

販売の単価でございますが、一般的に、モデル拳銃では一丁当たり安いもので二千五百円から三千円程度、高いもので八千円から一万円となっております。特に高いものには、ウェスタンアイムスでつくったルガーブラックホークで八万五千円というものがあります。

長物では、安いもので七千円から八千円、高いもので一万五千円から二万円となっております。特に高いものでは、国際産業がつくったウインチェスターモデルが十六万八千円、それから、ワイルド・アイムスの九九式軽機関銃のモデルでございませうが、これが二十五万円というようになっております。

なお、プラスチック製のモデルガンが大量に売り出されてきておまして、五十一年中に約十萬丁出荷されておりますが、価格は五千円から六千円程度というように承知いたしております。

○和田(一)委員 モデルガンの製造状況だとかをいま説明されたわけでございますけれども、今度は改造状況、それから、それを犯罪にどういうふうに使っているか、それから、いわゆる暴力団との関係、その説明を、簡単に結構ですからお願いいたします。

○吉田(六)政府委員 モデルガンを発射機能のあ

る拳銃に改造された、いわゆる改造拳銃等を不法所持違反として押収した丁数は、五十年が千二百六丁、五十一年には千二百七丁と、いずれも千丁の大台を超えておりますが、捜査の過程で判明した改造数と押収数の関係を考慮いたしますと、年間に五千丁ないし一万丁が改造されているものと一応考えられます。

これらの改造拳銃の約八五％は暴力団から押収されておまして、暴力団と拳銃のつながりはきわめて深いものがあり、治安上重要な問題と考えております。

次に、これらの改造拳銃が各種の犯罪に使用されている状況は、五十年には六十五件、五十一年には九十五件と増加の傾向にありまして、各年ともその約九割が暴力団によるものであります。これを罪種別に見ますと、昭和五十一年には殺人が二十二件、強盗七件、恐喝十六件、暴力行為等処罰に関する法律違反十一件、傷害八件などとなっております。

○和田(一)委員 暴力団のことについては資料に出ておりますけれども、今度はたとえ極左集団であるとか、または右翼が改造拳銃を政治的なテロその他に使用するおそれはあるのかどうか、その点についてちょっと……。

○吉田(六)政府委員 極左暴力集団による爆破事件等の捜査の過程でモデルガンを発見押収した事例もあり、極左暴力集団の一部に銃器に関心を寄せている傾向が見られます。また、一部の右翼が最近拳銃等を使用した例もあり、十分注意しておりますが、いまのところ右翼がモデルガンの改造による武装化を図っておるといふ動きは聞いておりませぬけれども、そういうこともあり得るという考え方で今後警戒してまいりたいと存じております。

○和田(一)委員 そうしますと、モデルガンの機種によって、先ほどの御説明でもありましたとおり改造のやさしいもの、むずかしいものと、こうあると思うのですけれども、改造されやすい機種というものはどんなものがあるのか。

○吉田(六)政府委員 現在のところ、モデルガンのうち拳銃タイプのものが最も多く改造されており、それを例にとつて御説明いたします。

これら拳銃タイプのモデルガンを見ますと、大きく分けて先ほど申し上げましたように回転式と自動式、それに中折れ式の三機種がありますが、これらの機種もS mマークつき以前と以後により、それぞれ難易の程度が違つてきております。まず、S mマークなしの機種でございますと、回転式は銃腔部内をドリルでくり抜くだけでよいので、最も改造されやすかつたのであります。しかしS mマークつきになりますと、この回転式の拳銃の改造がむずかしくなりましたので、勢い中折れ式のもの、いま持っておりますのが中折れ式でございますが、こういうものと、それから自動式のうち先ほど申し上げました銃身が分離できるタイプのもの、それが最も改造されやすい機種であるというように考へております。

○和田(一)委員 それでは、S mマークつきで改造されたものがあるというような説明でございまして、したけれども、その状況についてももう少し詳しくひとつ、具体的にあればおっしゃっていただきたい。

○吉田(六)政府委員 S mマークつきのモデルガンが発売されたのは昭和五十年の十一月からでございます。しかし最近までそのS mマーク以前のものも売られておるといふ状況でございまして。

そこで、それ以後、五十年の十一月以降現在まで五十三丁の改造例が、S mマークつきでございしますが、警察庁に報告されております。改造されたことがわかつておられますが押取されないものもございまして、改造したことがわからないものも相当ございまして、実際には数百丁ぐらゐるS mマークつきのものが改造されているといふふうな推定でございます。これら五十三丁の改造方法を見ますと、まず最も改造されやすいのが銃身が取りかえられる自動式ですが、これは銃身をそっくり別

のものでつくりかえて、撃発装置に若干手を加えて撃針をつくるというところで発射できるようにするわけでございます。また中折れ式ですと、銃身をちよつとまっ二つになるように縦に切り開きまして、中の鋼材を除去した後、鉄パイプ等で補強すればできるというようになっております。回転式ですと銃身の基部を残して、銃身のもとですと鋼材を取り除き、その部分を土台にして銃身となるパイプを取りつけて改造するのが実情でございます。

○和田(一)委員 大体その改造の方法はわかりましたけれども、着色剤についてちよつとお聞きしたいのです。そのモデルガンを販売しているお店で着色剤も同時に販売しているというふうな聞いたこともありますが、これは一体どういふことか。それから着色剤というものはどういふものかというところをお聞きしたいと思ひます。

○吉田(六)政府委員 モデルガンの販売店で、ここにございましてようばごん入りの着色剤が売られております。ガンブラックと称する着色剤でございまして、これを金属の表面に塗りますと酸化被膜ができて、さびの発生を防ぎ腐食を防ぐの役に立つものでございまして、同時に、表面は金属光沢を持った黒色に変化するといふような性質のものであります。これは昭和四十六年にモデル拳銃の表面の色について規制する以前のものについて、黒く着色するために使用しておつたというふうに言われております。販売店では表向きは現在長物の光沢を出すためと称して販売しているようございまして、モデル拳銃の表面の黄色のメッキをやすりやサンドペーパーなどで削り取りまして、このガンブラックを塗りますと、金属光沢を持った黒色に変色しますので、今回の関口組の改造事件のように悪用されるというふうなおそれも十分ございまして。このようなものがモデルガン販売店が売られていることは、良識のある業者のする行為ではないと思ひますので、今後業界に強く要望してまいりたいと思ひます。

○和田(一)委員 結局はその改造を防止するといふことが最大の問題でございましてけれども、やはりいままでも自主規制を業者の方がやってこられた、結局は自主規制が十分ではなかつたといふことで、この法律が出されたわけでございましてけれども、その理由は一体どういふことでしょうか。

○吉田(六)政府委員 モデル拳銃の改造事犯は、暴力団の対立抗争の増加の影響を受けまして昭和四十八年ごろから急増いたしましたので、警察庁におきましては、昭和四十九年に総理府令を改正するなどの方法によりまして規制したかどうかという検討を始めたわけでありまして。ところが先ほども申し上げましたように、業者の方で自主規制をやりたいといふことで、その経緯を見守るといふことにいたしましたわけでございまして、しかし先ほども申し上げましたように、こうした組合の自主規制は一応の成果を上げたものの、これはやはりあくまでも組合の自主的な活動でございまして、そこにはおのずから限界があるといふことであります。特にモデルガンの場合は他の商品と異なりまして、需要者側によるチェックが期待できないといふような性格がございまして、これから申し上げるような問題が生じてきたわけでございまして。

まず組合に加入していない者にはその規制が働かないため、アウトサイダーが組合の安全基準に反し、より本物に近いものをつくり、しかもその売れ行きがよいといふことになりまして、組合の中には自主規制に服しても服さなくても同じことだといふような気分から、自主規制を受けるより売れ行きの良いものをつくりたいと考へる者が出てくるというところは当然の成り行きでございまして、昨年七月二十二日に当庁になされた組合からの陳情は、こういう状況を反映してなされたものでございまして。

次に、自主規制の基準がドリルで銃身に穴をあけるという改造方法を前提としたものであつたために、最近のカッターを使用した改造方法については効果が弱くなり、手直しの必要が生じてきま

したが、業界は出費がかさむためか、この手直しには消極的な態度を示してまいつたといふ、こういう経緯がございまして。

また自主規制による規制は各業者が自主的に基準を守つてもらうという程度でありますので、S mマークはついておるものの、基準に反して改造される事犯が出てまいりまして、すでに現在までに五十三丁に達しているといふ実情がございまして。

さらに、この自主規制は製造業者の間の規制でありまして、販売業者には全然及ばないわけでございまして、S mマークつき拳銃が製造されるようになってからも古い型のモデルガンが売られておりましたし、またアウトサイダーがつくつたものも販売できるという点で、せつかくの規制の効果も余り期待できなかったといふ点もございまして。しかも、一方では改造事犯が急増している実態に適切に対処する必要性に迫られてまいりましたので、今回必要最小限の法による規制は私どもとしてはやむを得ないものといふように考へた次第でございまして。

○和田(一)委員 この案の内容を見てみますと、総理府令でさらにまた規制をするといふことになつてございまして、その総理府令の規制の対象になるモデルガンといふのはどういふものか。

もう一つは、総理府令で定める改造防止措置といふのですか、どのようなことを考へているのか、材質だとか防止装置だとか、いろいろあると思ひますけれども、内容について具体的に説明を願ひたいと思ひます。

○吉田(六)政府委員 総理府令の規制の対象となるモデルガンは、金属でつくられていて、拳銃、小銃、機関銃または銃銃に類似する形態を有すること、それから撃発装置に相当する装置を有していること、この三つの要件を具備しているものを対象としております。したがしまして、金属以外のたとえばプラスチック製や木製のものは当然規制の対象にはならないわけでございまして。ま

た、形態も拳銃、小銃等に類似していることが必要でありませぬ。また、撃発装置を有していないものについては、まず改造ということは考えられませぬので、対象外となります。

業界では文鎮化されるのではないかとというようなことを危惧しているようでございますが、文鎮化されたものは初めから撃発装置がないわけでございます。まして、撃発装置を有するものを規制するというところでございますので、文鎮化にはならないということになるわけでございます。このように今回の改正は非常に限定したモデルガンを対象として行っているわけでございます。

それから、規制の対象となるモデルガンのすべてを通じて、材質を亜鉛合金程度の硬度以下の硬度を有する金属とするほか、構造に際しては、回転弾倉式拳銃に類似するものにつきましては、銃身及び弾倉に相当する部分にドリルの刃を通さない程度のかたい鋼材、これを鋳込むほか、弾倉内の薬室相互間の隔壁に切り込みを入れるなどの措置を施さなければならぬことといたしたいと考えております。

また、自動装てん式拳銃に類似するものにつきましては、全機種を通じて銃身に相当する部分に回転弾倉式拳銃の場合と同様の鋼材を鋳込み、かつ、撃針に改造することができぬものを設けてはならないことといたしますが、最も改造されやすい先ほどから申し上げております銃身が、フレームから分離することのできるタイプのもの、ライムタイプのようなものがございます。これにつきましては、その改造事犯の事態に照らしまして、新たに改造防止のための措置をもう少し検討しなければならぬというように考えております。

小銃、機関銃等のいわゆる長物でございますが、その構造が自動装てん式拳銃に類似しているため、ほぼこれに準じた措置を施せばよいということに足りると考えております。

の特別の措置は必要ではないというように考えております。

○和田(一)委員 時間がありませんので先を急ぎますけれども、結局これが通りますと、総理府令の基準を守っているかどうかという、いわゆる検査というのですか、そういうのはどういうような形になっておりますか。

○吉田(六)政府委員 現在、製品検査は各業者と組合との契約のもとに組合が、日本文化用品安全試験所に委託して、年一回自主的に実施しておりますが、今回の法改正によって、販売業者も改造防止措置が施されないものを販売目的に所持できないこととなりますので、業界の検査の方法もこれまでのもとは若干密度の高いものにしなければならぬというように考えております。

また、警察としましては、各都道府県警察の鑑識施設を利用いたしまして、市販されているモデルガンの抜き取り買い上げ検査を計画的に行いまして、基準に違反しているかどうかということの発見に努めてまいりたいというように考えております。

○和田(一)委員 国家公安委員長がいらっしゃればお答え願うのですけれども、ちょうどいらっしゃらないので保安部長にお聞きいたしますけれども、今回の改正によりまして規制の効果、影響、これは各方面に出てくると思うのです。たとえば先ほど言いました愛好家に対して、それから暴力団等に対して、業界に対して、または警察の立場から、いろいろとあるのですけれども、その点に対してのお考え、それをひとつお願いいたします。

は、現在のままでよいわけでありませぬし、これから販売されるものについても外観上特に変更されるわけでもありませんので、愛好家に対する影響は余りないのではないかとというように考えております。

業者につきましては、モデルガンの機種によつては銃型の若干の変更などの措置が必要になります。組合が行ってききました自主規制を踏まえた上での改正でございますので、業界に対して過大な負担になることは一応ないというように考えております。

一方、暴力団等がモデルガンを悪用してこれらを改造するというところにつきましては、今後は改造の素材の供給源が絶たれるというようなことにもなりませんので、拳銃等の密製造、不法所持等の罰則の大幅な引き上げと相まちまして、暴力団に對しては大きな打撃を与えるということになりまして、警察としては治安の維持上の面にも大いに効果があるというように信じております。

○和田(一)委員 時間がありませんので、これで終わりますけれども、結局、いわゆる悪用しようとする者に対しては非常に効果があるけれども、愛好家に対しては大したことはないとおっしゃいましたけれども、やはり巷間言われておりますように大変な問題でございます。その点についてもいろいろ今後検討されて施行されるように望みます。以上で終わります。

○地崎委員長 午後二時から再開することとし、この際休憩いたします。

午後零時十九分休憩

でまいっておりますし、できるだけ重復を避けながらお伺いしたいと思っております。

銃刀法改正の理由として、暴力団などの殺傷事件あるいはモデルガンを改造した銃器が使われる、あるいは極左暴力集団や極右の過激分子の武装化に使われるのではないかと、あるいはそういうふうに着目しているというふうに見られてはいる。そうした一連の動きの中で、業界の自主規制に限界があり、法的な規制が必要になったことが問題になってはいるのですが、何といたしてもその改正の背景となった情勢をまず御説明いただきたいと思っております。

○吉田(六)政府委員 お答えします。

昨年の十月、大阪の市街地において白昼発生した殺人事件など、最近暴力団が拳銃等を不法に所持いたしましたし、これを犯罪に使用する事犯が目立つという傾向がはつきりとあらわれておりまして、このことは暴力団の武装化が進んでいるとも見られるわけでございます。しかも、これらの拳銃のほとんどはモデルガンを改造したものと、それから密輸入された真正の拳銃などで行われるわけでありませぬ。今回の改正は、このような実態に對処するために、販売の目的で銃砲に改造することのできる模擬銃器としてのモデルガンの所持を禁止すると同時に、拳銃などの密輸入禁止違反、あるいは製造禁止違反の罰則を強化しようとするものであります。

なお、これらの対策のうち、モデルガンに関するものにつきましては昭和五十年十一月から業界の自主規制による改造防止措置を実施してきたのでありますが、相当の効果があつたとはいへ、なお組合に加盟していない業者には及ばないといふことや、また組合に加盟しておる人たちでも、売れ行きを伸ばすために基準を守らないというふうな動きが出るなどの問題が生じてきたわけでございます。しかも、一方におきましては、暴力団による改造事犯が急増しているという実態に對処するために、やはりどうしても必要最小限度の法律による規制が必要ではないかというふうな考

えた次第でございます。

○山本(備)委員 局長にお伺いしますけれども、暴力団による殺傷事件、それから極左などの武器製造の動き、それに加えて業界の自主規制というような問題を具体的にもう少し御説明をいただきたいのです。暴力団による殺傷事件だけで規制するというのが一体許されるというのか、いいのかわりか、あるいはまた今後そういういわゆる極左暴力団の武器製造の危険があるかどうかというようなことでもございますが、いかがですか。

○吉田(六)政府委員 モデル拳銃の改造事犯は、暴力団の対立抗争の増加の影響を受けてまして、昭和四十八年ごろから急増いたしてまいりましたので、警察庁におきましては、四十九年ごろ総理府令の改正などによってこうした規制ができませんのかどうかという検討を始めたわけでありまして、その状況に呼応いたしまして、モデルガン業界においてこれまで御答弁申し上げてまいりましたような自主規制というものが行われたわけでございます。ところが、こうした組合の自主規制は一応の成果はありましたものの、これはあくまでも組合の自主的な活動でありますから、おのずから限界というものが生ずるといふ点がございまして。特にモデルガンの場合は他の商品と異なりましてこれを使う人、これを用いる側の人たちがこのチェックというようなものが期待できないというところで、だんだんと性能が向上すればこれを購入する人は喜ぶという性格の商品でございます。しかも、組合に加入していない者にはその規制が働かない。したがって、アウトサイダーが組合の安全基準に反しまして、より本物に近い物をつくりますと売れ行きがよいということになりますので、組合の中にも自主規制に服しても服さなくてもどうせ同じことなら、自主規制を受けざるよりも売れ行きのよい物をつくらうというような考え方が出てくるのもまた当然の成り行きでございます。そういうことから、昨年の七月二十二日に当庁になされた組合側からの陳情もそういうものを反映して、何とか自主規制がうまく行わ

れるように指導してほしいというような陳情がなされたわけでありまして。

次に、自主規制の基準がドリルで銃身に穴をあけるという改造方法、これを前提として、こういうことができないようにするというような、当時はそれでよかつたわけでありまして、単純な防止措置ということから出発したため、最近のカッターを使用した改造方法には対応できないという弱みがございます。しかもそれに対応するために、やはり業界としては出費がかさむというために、その手直しについてはやや消極的である、こういう経緯がございました。

また、自主規制による統制には、統制は各業者に自主的に基準を守ってもらうという程度でありますので、S mマークがついているものの基準に反している物が販売され、それが改造されるという事犯も目立ってまいりまして、すでに現在までそういうS mマークつきのものも五十三丁に達しているという実情もございまして。

さらに、この自主規制は製造業者の間の規制でありまして、販売業者にはこの規制は及ばないというものもございまして、S mマークつきの拳銃が製造されるようになってからも、現にいまでも若干の古い型の物が売られているという状況もございまして、またアウトサイダーがつかった物も販売できるという点で、せっかくの規制の効果も薄れておるといふのが実情でございます。

しかも、一方では改造事犯が急増しております。昨年は千二十七丁、一昨年は千二十六丁というモデルガンを改造した拳銃を警察で押収いたしております。ということから考えてみますと、年間五千丁から一万丁ぐらゐるモデルガンが改造されているのではないかと。そういうことから考えますと、やはり国民に対する危険性がだんだんと加わってきているというような見方もできるわけでございます。今回必要最小限の立法ということをお願いした次第でございます。

○山本(備)委員 わかりました。

それで、いま業界の中でこの改正に反対している業者というのはどんな業者でございますか。また、その業者は過去の自主規制についてどんな態度をとって、またさらにこの法改正のどういふところに反対をしているのか。

○吉田(六)政府委員 組合に加盟しておる業者は現在十一業者でございます。今回の改正に反対しているのは、日本モデルガン製造協同組合に加盟している十一社のうちの六社の代表者で、その社名と代表者の氏名を申し上げますと、日本MGC協会神保勉氏、国際産業株式会社荒井茂氏、ハドンン産業株式会社山田一雄氏、有限会社鈴木製作所鈴木八郎氏、東京レブリカコーポレーション小田京介氏、有限会社東京CMC江原芳松氏でございます。これらの業者は今回の改正を不服として、国とそれから議事を相手に訴訟を起こしており、現在係争中でございます。

なお、反対の理由は、今回モデル小銃等のいわゆる長物の規制も対象として加えたということなどもあったらどうと思えますが、それとまた、これまでの自主規制よりもやや強化されるというようなことなども業者の利益にはならないという面もあつただろうと思えます。しかし、昨年業界におきまして、総理府令の改正などを含む法規制を陳情してまいつた経緯からいいますと、このような訴訟に踏み切つたその真意につきましてははかりかねるものがございます。

○山本(備)委員 そこで、いまの業者の問題で少しお伺いしますが、反対業者のそうした組織、それからまた反対業者の運動、それからこの法案が通ることによって業界に対しての圧迫にならないか、それから四番目が業界と愛好者との関係はどうなっているのか。ということ、私どもにもよく愛好者からこれを規制されると困るのだという陳情、手紙が来ておりますけれども、そういう愛好家からの投書が来て、それに対して説得ができるのかどうか、この五点を伺いたいと思ひます。また、改造されることによって暴力団の点のみが強調されるが、それが行き過ぎが

あつて、かえつて愛好者たちの趣味の規制にまでならないかという心配はどうか、いかがでございますか。

○吉田(六)政府委員 今回の銃刀法の改正に關し、ただいま御質問にございましたような反対動向でございますが、これは一つにはモデルガンは文鎮化されるとか、あるいは一般国民がすべて所持できないとか、そういった誤った宣伝がなされていることから考えまして、その真意がはかりかねる面もございまして、いずれにいたしましても、大衆を反対運動に誘い込もうとする動きがモデルガン愛好家協会あるいはモデルガン法案反対訴訟委員会等の名称をもって行われているというところは事実でございます。モデルガンの業界と愛好家協会が、金銭的にも人的にもどのようなつながりを持っているかということにつきましても、私ども定かに把握いたしておるところではございません。

また、次に、御質問にございましたモデルガンの規制がいろいろな国民に必要以上の束縛を与えるとか、あるいは業者にかなりの負担を与えるとか、そういうようなことも論議されておるところでございますけれども、私どもとしてはできる限りそのようなことが少ないのがよろしいのであつて、また私どももできるだけそのように対処していきたいということをお勧めから一貫して念じているところでございます。

○山本(備)委員 趣旨はよくわかるのですけれども、私の申し上げた、趣味で好んでやっている人がやはり規制されるのはかなわぬということだと思ふのです。

そこで、私の次の質問のところ、ひとつそういうものがあつたら出していただきたいし、どういふところを改造して——私はこの委員会の初めに私自身が持ち込んで、そしてお見せしたわけですけれども、まだ十分納得できませんので教えていただきたいと思ひます。

参議院の地方行政委員会が法案が採決されて以降、例の関口組一家ですか、警視庁が手入れをさ

れた際に多量の拳銃を押収した、まずその内容を、先ほども質問がありましたけれども、簡単に開かせただけだし、その押収した拳銃の中に、いままでも自主規制で改造防止措置をとってきたにもかかわらず、S mマークづきのものがあつたわけですね。また、暴力団にある改造拳銃はどのくらいの数に上つているのか、おわかりでしたら物も含めてひとつ御説明していただきたいと思

います。

○柳館説明員 お答え申し上げます。
最初にどういふ改造をしているのかということについてでございますけれども、けさほどから申し上げておりますように、拳銃のタイプを大きく分けまして三つに分けて私ども考えておるわけでございます。

それで、第一のタイプはこういう回転式でございます。この回転式につきましては改造方法でございますけれども、これはこのところにかたい鋼材が入つておりました、それでこちらからドリルで突きましても穴があかないようになっておるわけでございます。ところが、これを今度カッターで切りまして、切つてから、逆にここに入つております鋼材をたたき出すわけでございます。そして、たたき出した後に鉄パイプをはめ込む、こういうやり方をするわけでございます。それからこれは弾倉でございますけれども、弾倉にはまっておるものにつきましても、これ自体を取りかえてしまつたりあるいは途中で切つてしまつたりといったような……(山本(備)委員)それは簡単に取れるのですか(と呼ぶ)これは取れます。そういう改造の仕方をするわけでございます。

それからもう一つは、中折れ式というので、けさほどちょっと説明しました、中から折れるものがございます。(山本(備)委員)空気銃みたいですね(と呼ぶ)そうですね。これにつきましては、これ自体は新しくつくつてしまえばすぐできるということ……(山本(備)委員)銃身だけかえるわけですね(と呼ぶ)そうですね。これにつきましては業界の方もぐあいが悪い

というところで製造をやめましようということから話がついておるものでございます。

それから三つ目のタイプが自動式というタイプでございます。それにつきましては、このルガー式のような、銃身とそれからフレームとが一体になつておるというタイプがあるわけでございます。これにつきましては改造の仕方、やはり回転式の場合と同じように銃身を切つて改造していくというやり方をするわけでございます。

(山本(備)委員)S mマークというのはどれですか(と呼ぶ)それはまたお答え申し上げます。その次がライマタイプというタイプでございます。これは銃身とフレームとが分離できるわけ、この銃身を改造するわけでございます。そのやり方はいろいろありますけれども、一つは、このところがやはり詰まっておりますので、これを上から切りまして、そしてこれに別なパイプを詰め込むというやり方をこの間の開口一家の場合なんかはやつておるわけでございます。

そういうこと全般を考へまして、S mマークのIそれからIIというのがあるわけでございますけれども、S m IIというのが銃の一番つけ根のところの改造をしにくくしてしまつというやり方をするわけでございます。これをやりますと、ほとんど改造意欲も起らないし、改造することもむずかしいだらうと私どもはいまのところ考へておるわけでございます。

それから、こういうルガータイプのものにつきましても、銃身の構造が似ておりますので、先ほど申し上げたものと同じような考え方で措置してまいりますと、これは改造が非常に困難だらう、こう考へておるわけでございます。したがつて、そういうものをS mということで今後措置していきたいと考へております。

す。ある程度私どもも案は考へておりますけれども、しかしなお不安な点が非常にございます。そういうことでお検討をしてみたいと考へておるわけでございます。

それから関口一家の関連のごとでございますけれども、事件の概要は、被疑者小島猛三十八歳でございます。暴力団極東関口一家中村陸の四代目の首領でございます。これが詐欺罪で東京拘置所に服役中であつた昭和四十六年十二月ごろから同四十九年八月ごろの間に、同じこの拳銃製造事件で服役していたイラストレーターの松本栄毅三十一歳と知り合ひまして、松本がモデルガンから拳銃を製造する技術を持っていることに目をつけまして、昭和五十一年五月ごろから松本にモデルガンの改造を依頼しておつた、こういう事案でございます。依頼を受けた松本は、やはり刑務所仲間であるホテル従業員の堀江格、三十三歳と共謀しまして、マンションの一室を借りまして、そこで五十一年六月中旬ごろまで十七丁の改造拳銃を製造しておつたこととござい

ます。被疑者の小島は、改造代金として現金百万円余の支払いをしたのでございすけれども、それが惜しくなりましたので、松本、堀江に暴行、脅迫を働いて、同人から改造拳銃十五丁、実包三百個及び自分が支払つた現金を奪ひ返してしまつたという事案でございます。

○山本(備)委員 その機関銃みたいなのは、それは何ですか。
○柳館説明員 これがいわゆる一般に長物と言われているものの一類でございます。

○山本(備)委員 それはどこを改造するのですか。それは改造すると弾が出るのですか。
○柳館説明員 これを改造いたしますと、やはり弾が出るようになります。

○山本(備)委員 どこを改造するのですか。
○柳館説明員 ちょうどこのタイプは、こういう自動式のタイプと機構的には同じに考へていただいて結構なわけでございます。そうしますと、やはりここに詰まっております、この銃身が差し込ま

れているといましようか、一体となつてこの部分に入れられて超硬材その他を切り取つて、別なパイプをはめ込むということで弾丸の発射機能が出てまいるということでございます。

○山本(備)委員 もう一つお尋ねしますが、ピストルはよくわかります、改造すれば飛び出しますが、機関銃の場合私は不思議でしようがないのですが、実際これを改造してやつたことはありますか。

○柳館説明員 現在まで長物で改造された例として十一件ございます。

○山本(備)委員 そしてそれは使われたことがありませんか。
○柳館説明員 これが犯罪に使われたということでございます。

○山本(備)委員 距離にしてどのくらい飛びますか。
○柳館説明員 私ども、その一つ一つにつきまして全部報告は取つておりませんので、ちょっと明確な数字は申し上げるわけにいきません。

○山本(備)委員 わかりますけれども、そこでたとえピストルの場合だつたらどのくらい飛んでどのくらいの殺傷力があるか。それから長物だつたらどのくらいの距離飛んでどのくらいの殺傷力があるか。これだつたらかなり弾が出るわけでしょう。私は兵隊に行つたことがないからわかりませんが、機関銃ですからもかなり出ると思つたのです。耐久力はどうのぐらいいあるのか。おもちゃだとは言ふものの単なるおもちゃではないわけですから、そういうことを警察庁としては研究したことがあるのですか。実験したことがあるのですか。お聞きしておきたいのです。

○柳館説明員 ただいま申し上げましたように、長物についての実験というものは、私どもは直接はいたしておりません。しかしながら、それが銃刀法に言う銃であるという認定をしますのには、それぞれの都道府県警察が押収した段階において実験をいたしてはつております。したがつて、必要であれば後刻都道府県から報告を徴

しましてお伝え申し上げてもよろしいと思っております。現在のところ、数字は持っておりません。ただ、拳銃につきましては普通の真正拳銃の場合でございます。これの一番弱いもので発射しますと、十二ミリの杉板を六枚貫通するというのが一番弱いものでございます。ところが改造拳銃の場合の一番性能のいいものが、ちょうどそれに相当する程度でございます。

○山本(佛)委員 私をそれを微に入り細にわたって聞いても使うわけでもございせんし、またどうというわけではないのですけれども、やはり規制をするには相当実験をされて、これはいかぬといふことがあつていいと思うのですよ。それが発表できなければいけませんけれども、強いてお聞きしようとは思いませんけれども、これだけいろいろ議論になつてるところですから、ある程度わかつたら、たとえば百メートルの距離から撃たば人間一人は楽に殺せる、二百メートルならだめだ、三百メートルなら届かないとか、これだけのものが出回つてゐるわけですから、その程度ぐらゐのことは、私は、皆さん方に知つてもらつていいんじゃないかと思つてます。もし資料がありましたら、後でいただきたいと思つてます。

○吉田(六)政府委員 前の保安課長の説明を若干補足して申し上げたいと思つてますが、先ほど来出ておりました関口組から押収した改造拳銃のほか、暴力団によるS mマーク入りモデル拳銃の改造事案としましては、主なものも挙げますと、五十一年の二月ごろから同年の五月ごろにかけて暴力団事務所及び自宅などで、かねてから買ひ求めておいたS mマーク入りモデル銃等約二十丁を改造した暴力団員、これは会津小鉄会系の村山組の事件でございますが、これも昨年五月京都で検挙しております。また昨年十月には暴力団員三名が

貸工場を借り受けて、電気ドリル、旋盤等を備へつけてS mマーク入りモデル拳銃三十丁を改造して友誼団体に売りさばいた事件を検挙しております。このように暴力団の銃器使用犯罪の増加に伴ひまして入手意欲は非常に高くなつておりまして、暴力団員によるモデルガン改造事犯も大がかりなものになつてきております。

これまでにS mマーク入りモデル拳銃が改造されたのは五十三丁であります。これをメーカー別に見ますと、C M C製、これが十六丁、C M Cといふのは、いま訴訟に踏み切つてゐる会社の一つでございます。それからマルシン製十丁、国際産業製、これも訴訟派の業者でございますが、これが五丁、それから前の理事長の神保氏が代表となつてゐるM G C製、これも訴訟派でございますが、十三丁、ハドソン製が二丁、それからメーカー名を削つておつて不詳のものが七丁となっております。このメーカーのうち今度の改正に反対しておるのは、先ほど申し上げました日本M G C協会、代表は神保勉氏、それから国際産業株式会社、代表は荒井茂氏、ハドソン産業株式会社、代表は山田一雄氏、有限会社東京C M C、代表は江原芳松氏の四社でございます。

○山本(佛)委員 今度の法改正に絡んで、先ほどから話が出ておりますように、衆参両院議長及び当地方行政委員会委員長、まあ当委員会を相手取つて法案を審議しないように、可決をしないようにといふことで裁判所に訴訟を起してゐるというところなんです。

そこで、これも何人かの御質問がありましたけれども、改めて私は大臣に、また委員長にもお伺ひしたいと思つてますが、司法権の立法権に対する侵害じゃないか。当然そうだと思うのです。けしからぬと思うのです。この種のものがしよつちゅう出されることになりましたと、もう国会としては何も審議ができません。気に入らなければいふも訴訟を起してやめさせるといふようなことを平気でやつてこられますと、国会の最高機関性というものはなくなつてしまふし、同時に三権分

立というものが壊されていくと思うのですが、まづ大臣のお考え、それから委員長の考え及び決意といふところまでお聞きしたいと思つてます。

○小川国務大臣 憲法、国会法に基づいて適法に行われざる審議を差しとめるというふうなことがそもそも訴訟の対象になり得るのであろうか、私は非常な疑問を持つておるわけです。これは取り下げられてしかるべきものだと信じております。

○地崎委員長 委員長としての見解は、先般高村委員の質問に答えて述べておきましたが、いま山本委員のおっしゃる通りに、憲法で立法権を、国会におけるあらゆる審議、あらゆる発言、すべて保障されておるわけですから、それをいまいおっしゃる通りに何でもかんでも裁判所が受け付け、こゝろに訴えのようなものなり、民事訴訟のようなものを行つたのでは混乱を来すと思つて、私、いま法務省に委任しておりますけれども、この際はつきり結論を出してもらいたいものだといふことを考へております。

○山本(佛)委員 法制局、おいでですか。いかがでございますか、この見解は、どんなふうな……。

○味村政府委員 前回もこの委員会で申し上げましたが、わが国の憲法は三権分立の制度をとつておりまして、司法権が立法作用に干渉するといふのは、やはり憲法上なり法律上の根拠が必要でございます。たとへば違憲立法審査権のごときは、一種の司法権が立法の可否を論ずるといふことになつておるわけでございますが、立法の作業を自己体につきましても、司法権が国会に干渉するといふ権限を認められた規定は全くございません。これは国会で御自由にお決めになることでございます。そのような意味で、今回出されておりますように、国会の審議を差しとめるといふこと自体が裁判の対象にならない、裁判の対象として適法でないといふように考へます。

○山本(佛)委員 高村先生の質問のときにも同じような御答弁だったので、裁判所はその訴訟

に対して、受理してみなければ内容がわからぬ、こゝろ言うのですけれども、明らかに国会を相手取つて訴訟するようなものを受け付けること自体が私はおかしいと思つてます。その辺は法制局はどうお考えですか。

○味村政府委員 裁判は、訴えがございまして、すべて裁判所はそれを受理いたしました、それについて判断をする、判断をしなければならぬ、ことに相なつております。前回申し上げましたが、非常におかしい訴訟であるといふ場合でございまして、それについて裁判官が判断をいたしました。その判断を不服がある方がございまして、そういう場合には控訴するといふ制度になつておりました、訴えの提起がございましたのに、全然まゐりつきり門前払いを食つて何も裁判をしないといふことはできないことになつております。

○山本(佛)委員 同じ答弁でありますね。私も何か方法がないだらうかと首をひねつてみましたけれども、結局同じことだと思つてます。

そこで警察庁にお伺ひいたしますが、取り締まり面から見て、何のために業者はこのような訴えを起して来たかといふこと、この理由は、おわかりですか。

○吉田(六)政府委員 私どもの承知している限りでは、このモデルガンは商売上大変利益の上がるものであるといふように承つております。それで、やはり何らかの規制が加えられますならば、それに伴ひまして業界としては若干の負担増がかかるということも考へられますし、また今度新たにいわれる長物についても若干の規制が加えられるといふことから考へてみますと、業界としてはできるだけその負担増を避けたいといふような意味合いで、この法案が通らないことを期待し、差しとめ命令を訴訟として出すとか、あるいはまだ現実には法案がでないうちからやはり何らかの圧力を申しますか、そういうような観点から損害賠償を請求するといふような二段構えで訴訟を出しているものと思つてますが、しかし、繰り返して申

されたものと言われているが、この点につきましては警察自身において調査をしておる、また一方、告発等もこれあり、その以前からでありませぬけれども、検査当局において捜査をしておる、こういうことでありますので、現在までのところその結論は出ておらないわけでございます。

もう一件は、その翌日の五月九日午前三時半ごろの発生事案でございますが、芝山町長宅前臨時派出所に勤務しておる六名の警察官に對し、四十名を超える極左暴力集団の一派が突如襲撃いたしました、これまた四十本から数十本に及ぶ火炎びんを集中的に投てきするという事になりました、六名全員が負傷し、そのうちの三名が重傷、一名が死線をさまよっておりますが、もう一名は現在重症という様な被害を出しております、この点につきましては鋭意特捜本部において捜査をいたしておりますけれども、現在までのところ犯人検挙のめどはまだついておらないという状況でございます。

○山本(佛)委員 不幸にして亡くなりました東山さんの所属は何ですか。その集団におけるいわゆる位、地位、五百五十名の指揮をとっておったと言う方が、どのぐらゐの位を持って、位というのは変ですね、地位でしょうね、それから職業は何ですか。あるいはまた、いまのお話では死亡の原因がわからないということになっておりますけれども、死亡の原因はおわかりにならないのですか。

○三井政府委員 亡くなられた東山さんは大学中退をいたしました、四十七年の五月ごろから現地に常駐し、団結小屋に住み込んでこれを住所としておる方です。妨害鉄塔につきましても、ここに見張り台がつくってありますが、月に数回この見張り台に交代して見張りに立っておりますという方でありまして、セクトは旧平連系でありまして、当日五月八日の事案では五百五十名の極左暴力集団が行動いたしました、その中の一員として行動をいたしました、第四インター中心の集団に参加した人ということになります。当日の行動につきましては、この人は常駐の人

で、もう長年にわたって先ほど言いました見張り台等におりますので、視察に当たっておる警察官等も本人の顔をよく知っておるわけでありませぬ、これが当日朝現認いたしましたところ、トラックに鉄パイプ、投石用の石等を積み込んで現場周辺に集積をするということにかかわっておった、こういう人でございます。

○山本(佛)委員 はしよって御質問いたしますけれども、ガス銃やそれからいろいろな銃器の使用について行き過ぎはなかつたのか。このことを当局にお聞きするのはおかしいかもしれませぬけれども、新聞やその他の報道機関が、どっちかといえ警察当局の方が行き過ぎではないか、やり過ぎだ、たとえば水平撃をして死傷に達しているのじゃないかという様なことを書いておられる、われわれもそれしか現状はわからないわけですが、あれども、その点はいかがでございますか。

○三井政府委員 結論から申しますと、私たちは行き過ぎはなかつたものと考えております。警察官が持つておる装備等を使用するにつきましては、慎重にこれを必要最小限度において行い、同時に相手方の行動というものを抑止、抑制をする、それによって不法の事態を抑える、こういうことでありますから、その限りにおきましては積極的にそういうものを相手方の行動にマッチするよう、最も適切に行使をするということが平素からの訓練その他によって努めておるところでございます。

今回の事案につきましては、警察が帯用をしてそれを行使いたしました当該対象となつた事案という点につきましては、しばしば申し上げておりますようにきわめて凶悪な行為でありまして、集団による殺人行為であると言ひ切つてよいような事案であります。したがつて、逮捕した被疑者につきましては、殺人未遂罪という罪名でも検察庁へ送つておるということでありますけれども、ただ反対同盟側はこの点につきましては、野戦病院であるとか、本人が戦闘員であるとか非戦闘員であるとかと、いかにも警察官相手にあるいは

空港そのものを相手に戦争をしておる、こういうようなことから、そこに発想の基本を置いておるといふような感じがするわけでありまして、私たちは法を守る立場、彼らは法を破つておる、私たちが警察官を多数殺し、空港を壊す、こういうことでありますから、向こうは違法目的で行動しておるということにおきまして、その目的の最初から、行動の最初から違法であるということは明瞭でありますので、私たちはそれに対する最小限度の法維持のための警察の行動であつて、そこにおける彼らの行動をよく見ますと、そこから出てきた警察の措置、決して行き過ぎではないというように考えておる次第でございます。

○山本(佛)委員 暴力集団という革命闘争の環境としてやつておる行動ですか、当然いろいろの問題が起きてくることはあたりまえのことですけれども、その中で私は疑問に思つておることが幾つもあります。一つは革命の予行演習である、いわゆる左翼暴力集団とそれから反対闘争の指導者という指揮者である戸村一作というのがある、この人との関係はどうなつておるのか、これは幾ら制止してもだつとやつておるのか、あるいはこの人も一緒にやつておるのか、まずそこからお聞きしたいと思つておる。

○三井政府委員 成田では三里塚芝山空港連合反対同盟というのがあるわけでありませぬ、この村一作というのがあるわけでありませぬ、この反対同盟の勢力がだんだん小さくなつてきておりました、今日では二百名前後ということになっておりますが、この極左暴力集団との関係につきましては同床異夢で、空港建設に反対をするという点については一致しておる、こう思ひます。といひますのは、極左暴力集団の方は革命といふ遠い目標がある、その手近な一里塚といひますか、手前の闘争目標、実現すべき目標としてやつておるわけで、反対同盟はおのずから違つたもの、だ、こう思つておるわけでありませぬ。

そこで、この両者の関係であります、そういう意味でもうすでに十年以上の期間現地に授農と

称して学生、当時は学生であつた者、最近では労働者の方が多いわけでありませぬ、極左暴力集団が常駐しておる。この数も鉄塔倒し当時は大体百名程度でありませぬ。現在二百六十名が常駐をいたしておりますが、そこで何か月か一回、最近では四月十七日に大きな規模の集会、デモを共催で、名目は反対同盟の主催であります、これに極左暴力集団も参加してやつておるわけでありませぬ、したがつて、現在の状況からいいますと、この数等からいいますと、反対同盟はいまや非常に一握りの勢力である。他から地元と直接関係のない極左暴力集団が押しかけて彼ら自身の目的のために利用しつゝこれに支援をしておる、こういうのが実態だと思ひます。したがつて、事の実態におきましては、反対同盟側がいろいろ極左暴力集団側と話はいたしませぬけれども、これを統制する力、実力は反対同盟にはない、こう思ひます。

しかし事が比較的平穩な事態におきましては、集會をやるというときには反対同盟の名において集會をする、これに極左側が参加をするという意味では、名目的に反対同盟は表に立つてやるといふ意味ではそれだけの程度は統制するというのを持つておるわけでありませぬ。ところがこの鉄塔を五月六日に倒しまして以来、反対同盟の戸村一作委員長は、もう統制をする必要はないということ委員を公言、宣言をいたしました。したがつて、極左暴力集団は反対同盟に何らの気がねすることなく、彼らの本来の目的である革命へ向かつての目的の闘争目標としての空港反対闘争というものについて手段、方法を何ら縛られない、こういうことで過激な行動に走つておるといふように考へるわけでございます。

○山本(佛)委員 その五百五十名の中に、いま私申し上げた反対同盟とそれから暴力集団とがあるわけだけれども、地元の農民や地域の住民がどのくらい参加をしておるかおわかりですか。

○三井政府委員 ほとんどゼロであつたと思ひます。二千三百名ないし二千七百名に及ぶ集會に集まつた人たちの中で、反対同盟側というの数は

に大変時間がかかるということで、本人の衣服に火が付きますと、ごく近所に数人の同僚がおつてすぐに手当てをしない限り致命傷を受ける、こういうようなものでございます。

いままで火災びんでやけどをして助かったというの、安田講堂のように、火災びんが投げられたその中を走って飛んでいくという、その通過するときけがした人は、かなりけがした人でもいままで治つておるといふのが相当あります。成田の今度の事件におきましては、火災びんによるやけどといふのが一番多い警察官の負傷原因でございます。

○山本(佛)委員 いま局長から話がありましたように、実は渋谷事件の中村君というのは私の遠縁に当たるのです。佐渡の出身でして、相川の橋という部落の、お父さんは役場の課長さんです。私は当時まだ浪人をしておりましたけれども、非常に気の毒に思つたのですが、この種のが起きないように、またさりとて行き過ぎがあつていろいろ警察が批判をされるというふうなことがないように、両面からひとつ見てやつていただきたいと私は思ふのです。

特に、中村君の場合もそうですし、今度のこの事件の被害者になつておるやけどをされた警察官、機動隊の方々も本当にお気の毒だと思つてすけれども、余り批判をしますと、しまいになり手がなくなつてしまふのじゃないか。現にあの事件が起きたときでも、機動隊に入るのがいやだ、私のおいっ子がかつて機動隊に入つたことがあるのです。機動隊といふよりもまだ警察官になつたばかりでございます。一年近くやつておりましたけれども、羽田事件に駆り出されて、いやになつてしまひました。やめていまはもう家で商売しております。そういうこともありまして、私は非常に心配をしておるのです。

国の公安、それから国民の安全ということを考えますと、私は非常に重要な問題だ、こう思つておりますので、行き過ぎのないようにして、しかもけがのないような方法でひとつこれからの闘

争に對して処置をしていっていただきたいということをお願いを申し上げまして、持ち時間が過ぎたかも知れませんが、始まりが遅かつたので御勘弁を願ひたい、こう思ひます。

以上をもつて私の質問を終わります。

○地崎委員長 三谷秀治君。

○三谷委員 モデルガンの規制についてお尋ねしますが、モデルガン、いわゆる模擬銃器といふものは、それ自体は玩具である、おもちゃである、これは間違いないと思ひます。その点、どうでしょう。

○吉田(六)政府委員 そのとおりでございます。

○三谷委員 これを素材にして銃器を製造する場合に取り締まりの対象になる、こういう性格のものだと思ひますが、それも間違いないでしょう。

○吉田(六)政府委員 御指摘のとおりでございます。

○三谷委員 ところが、今回の改正案といふのは、銃器を製造するに至るまでの間にモデルガンを販売目的で所持すればこれが可罰対象になる、こういう内容のように思ひますけれども、この点は先ほどの御見解とはどのように調整されるわけでしょうか。

○吉田(六)政府委員 今回の改正は、これまでモデルガンが改造されたときに違反になるというのを一歩深めまして、模擬銃器の、総理府令で定め以外のもの、構造になつていないもの、こういう模擬銃器を販売目的で所持することを禁止しようといふのがその趣旨でございます。

モデルガンと真正の拳銃との差でございますが、モデルガンもだんだんと精巧になつていきますにつれて真正の拳銃に近づいてくつてございす。大変近づいた場合、たとえばちよつと撃針をはめ込むだけで真正拳銃になるというふうなものは、これはもうすでに銃器でございます。これは判例上も、少許の加工で発射機能を持つことになりなれば銃器でございますが、そこに至らな

いまでも、ちよつと手を加えれば真正な拳銃にな

るといふ段階のものにまで進んでいくのを今後は防ぎたいといふのがその趣旨でございます。

○三谷委員 刑事罰をもつて規制すべき範囲は、犯罪及びこれと密接な関係を持つ行為に限定されるべきものであつて、今改正案のように商品としての玩具そのものが所持を禁止される、こういう立法といふものは本来個人の自由に属する問題に立ち入ることになりはしないか。現行法で可罰対象であります改造行為を徹底的に取り締まること、これが徹底しますならば目的は十分に達し得るものではないかと考えますが、その点はどうでしょう。

○吉田(六)政府委員 確かにモデルガンが改造された途端にそのすべてを抑制するといふことができませんならば仰せのとおりだと思ひます。しかし、現状はやはりひそかにモデルガンが改造されるのでございまして、なかなかそのすべてを抑制することは事実上不可能かと存じます。ことに昨年は一千二百七丁、モデルガン、改造拳銃を抑制しております。その前の年は一千二百六丁といふことで、ここ二年間、一千丁を超えていたといふ状況が出ております。これは警察で抑制したモデルガンの改造拳銃だけでございまして、捜査の過程で、つくつたけれどもそれが流れてしまつて押収できなかったとかいふものもかなりたくさんございす。そういったしますと、私も、推定でございすけれども、一年間にモデルガンが改造されるというのには現実に五千丁ないし一万丁ぐらゐ毎年行われているのじゃなからうかといふような推定ができるわけでございます。そうなりますと、やはりモデルガンとはいへ、若干の規制はやむを得ないのではなからうかといふように判断いたしました次第でございます。

○三谷委員 御説明を聞きますと、やや取り締まり上の御都合主義的な御意見のようでありまが、改造銃器がモデルガンを素材とするからモデルガンの販売を禁止する、こういう発想に立ちますと、たとえば金属があるから銃器の製造の素材となる、こういう飛躍した論理も生まれてくるわ

けであります。そういう要素がいまのお答への中には多分に存在しております。本来法規制の対象とすべきでない領域にこの法律が介入しようとするために、この法案でも販売目的のための所持のみが規制されておる。製造や譲渡、輸出、輸入についてはこれを認めるという内容になつております。大変一貫性がないわけですが、したがつて、虞犯性があります暴力団が一定の資金さえ投すれば無制限に製造、所持することが可能である、こういう条件も存在しております。いま部長がおつしやいましたように、ひそかに改造するといふ行為があるわけでありますが、このひそかに改造する行為といふものを前提として考えますならば、製造をひそかに暴力団が資本を投じて行うという可能性もあるわけでありますし、したがつて、販売目的ではない、自己が使うといふような目的を持つてこれを製造することは公然性を持つてくる、こういう大変矛盾したことになるわけであります。こうして見てきますと、結果的には、改造など考へていないモデルガンの愛好者からその趣味を奪つてしまふだけの効果しかないのではないかと、法改正の目的である銃器の改造の防止には実効性が薄いのではないかとこの疑問を持たざるを得ませんが、この点についてどうお考へでしょうか。

○吉田(六)政府委員 暴力団が資金を投じてモデルガンの密造工場をつくるというふうなことがあれば、この法案はまことに無意味ではないかといふような御趣旨の点もございまして、そういうことをだんだんと突き詰めていきましたと、それでは真正拳銃をつくる密造工場をつくつても同じではないかといふことにならうかと思ひます。しかし、一般的、常識的にとらえますと、真正拳銃をつくるための密造工場あるいはモデルガンを製造するための密造工場、そういうものを暴力団がつくる場合、これは比較的とらえやすいだろつといふように私どもは捜査的な立場から言ひなら言ひ得ると思ひます。一般に、五十万丁も売り出され

りますと、これはなかなかとらえにくい、そういう問題がございます。何も捜査上の都合で申し上げるわけではございませんが、実態としてはそういうことにならうかと思ひます。

なお、先ほど来申し上げておりますように、モデルガンといえども年に一万丁も改造の方に回されるということになれば、やはり何らかの法規制を加える、それによって多少愛好者の趣味の領域に入るといふことがございまして、これはいたし方ないのじやなからうか。また、私も少しして、それほど愛好者の趣味の範囲を狭めるといふ考え方を持っておるわけはございませんし、今後でもできるだけそういう愛好者の領域に入るといふことが少ないように努めてまいりたいというように考へておる次第でございます。

○三谷委員 真正拳銃を製造する施設などを暴力団が設けました場合に、これは比較的捕獲しやすいい、こうおっしゃいました。そして、モデルガンの改造は捕獲しにくい、このような御意見であつたと思ひますが、モデルガンの製造というものは禁止されておられませんから、もしも真正拳銃の製造が困難であるとしたならば、モデルガンの製造に暴力団が資金を投ずる、そして現在行つておられますように、秘かな改造を行つていくという可能性はないと言へぬわけでありませう。しかも、これを規制する実策措置というものは、これは従来から行われておりながら、なお十分に取らざるやうでござい、こういう状態になつておるわけでありませう。そういう点から申しますと、結局、これはモデルガンの愛好者がその趣味を侵害されるという結果以外には効果がないのではないかと、このことを私は懸念しておりますが、その点はどんなものでしょうか。

○吉田(八)政府委員 暴力団が資金を投じてモデルガン業者と同じような行為をやつてモデルガンをつくつていく、それが暴力団の手によつてさらに第二段階として改造されていくということになれば、モデルガンを製造するそのこと自体が結局密製造の共犯という形になつていくかと思ひ

ますので、いまこの法規制が愛好者だけに制約を加えることに終わるといふことには決してならぬ、私もはそういうふうな判断をいたしております。

○三谷委員 しかし、モデルガンを販売目的以外に製造することは規制されておらぬわけですから、だれ人であろうとも販売目的以外の製造は差し支えない、こういう規定になつておるようでありませう。そう申しますと、モデルガンを製造して第二段階でこれが改造される、そして殺傷力を持つ武器に発展をする、この第二段階におきましては規制の対象になります。これはいまでも規制できざるわけです。第一段階におきましては規制の法的根拠はこの法案のどこにもないわけでありませうから、そう申しますと、事実上は、さつき申しましたように、結局は暴力団そのものはそれほどの影響を受けるのではなしに、モデルガンの愛好者が趣味を奪われるということになりはしないかといふことが私がお尋ねしている点であります。

○吉田(八)政府委員 先ほど申し上げました、暴力団がモデルガンの製造工場をつくつて大量にモデルガンをつくる、それが第二段階で今度は改造の方に回す、しかし、それは販売ではなくて、営利の目的でなく、ただ何となく暴力団の方にいく、それが回つて改造拳銃になるというものはまことに不思議な話でございまして、それは一貫して共犯としてとらえるということが十分可能だらうと思ひます。

○三谷委員 私がお尋ねした点、どうもよくわかつてないのじやないでしょうか。モデルガンをつくるのはいいわけなんです。販売目的でなかつたら構わぬわけなんです。これがいまの法案になつておられます。そこで、モデルガンをつくりまして、それを今度改造する場合は可罰対象になるわけなんです。ですからその可罰対象になる法規というものは現在あるわけなんです、現在あつても密造が阻止できない。そう申しますと、結局先の段階におけるモデルガンは販売目的の所持だけが規制対象になつてくる。製造が規制対象になつてい

ない。このところにもいま申し上げましたような疑いが持たれてくる要素がある、そう思つておるわけでありませう。これを御尋ねしておるのです。

○吉田(八)政府委員 販売目的がなければモデルガンをつくることは差し支えない、これは今度の法案ではまさにそうでございます。しかし、販売目的でないモデルガンをつくつて、それが暴力団の方に流れるというところは、その改造拳銃をつくるための素材を供給するだけの目的でつくつたといふように認定できると思ひます。したがいまし改造された段階で、改造者ももちろんこのこと、そういう供給しておるモデルガンを製造しておる工場を経営しておる者、それはまさに共犯でとらえられるというように私は先ほどから御答弁申し上げておる次第でございます。

○三谷委員 暴力団が資金を投じて、たとえ自己目的のためのモデルガン工場をつくるというふうな事象が生じた場合、これはどうなるのか。取り締まりをするとおっしゃつておられますが、これはなかなか取り締まりがむずかしいといふところ、今日の改造問題が法改正の根拠になつておるわけでありませう、これが容易に取り締まることができるかどうか、このところにも一つの疑問が持たれておるわけでありませう。共犯と言つてしましても、果たしてそのような法律上の解釈が現行法によりましてできるかどうか、私もはまだ疑問を持つものでありますが、共犯というよりも、もしも暴力団自身が非合法でそのような処置をとつていくという場合、これはどうなつていくのかお尋ねしたいと思ひます。

○吉田(八)政府委員 暴力団が工場を経営して、そこでモデルガンをつくつて、それが別な暴力団の系統に流れて、そこでモデルガンが拳銃に改造されるというところは、やはり改造したものももちろん武器等製造法に該当するわけでございます。ところが営利の目的でも販売の目的でもないのに、素材であるモデルガンをつくつて暴力団の方に流しているというところは、まさに改造拳銃がつくられることを援助しているということに尽きる

だらうと思ひます。したがいまして、共犯として捕らえることは容易であるというように私もは考へる次第でございます。

○三谷委員 改造したものが取り締まりの対象になる、これはもうわかり切つたことなんです。現行法で取り締まりはできる。ただ現在、これが実際に取り締まりが容易にできない、捕獲ができなから改造拳銃が出回つておる、こういう実態があるわけなんです。実はこのところ、改造したものが取り締まれるということは現行法で可能である。問題はモデルガンの製造でありますけれども、これがいまおっしゃいますように主観的にモデルガンをつくつてこれを暴力団に渡した場合、共犯とか何とかがおっしゃいましたけれども、モデルガンをつくるという行為と、それがどのよう

な形でも渡つていくかという行為、この間にはなかなか簡単に捕獲できない複雑な要素が入つてくる。したがって実際にはいろいろな欺瞞的な糊塗的な処置をとりながら、そういう行為がとられていく可能性といふものがないのかどうかといふ点が私がお尋ねしている点であります。もう一つお尋ねしますけれども、そこでモデルガンの存在そのものよりも、これを改造しこれを悪用する実勢力に対する規制、取り締まりの強化これが一層優先的に重要であるといふことを私は考へておるものであります。ですから暴力団の反社会的な活動を十分に取り締まらずに、取り締まることができない状態ではモデルガンの存在自体が犯罪の原因であるかのような見地に立つこと、このところは本末転倒ではないかという判断を私はしておりますが、この点はどうでしようか。

○鈴木政府委員 お答えいたします。先ほど来の御質疑の中で、暴力団と拳銃といふものの結びつきがきつて深いつつていくことは現実でございます。改造拳銃が五十一年度で千余丁押取されておりますけれども、御承知のとおり、そのうち九割近いものが暴力団員からの押取であるといふ現実でございます。いま全国に約二千五百団体、約十一万という構成員でございますけれども

ども、これは御承知のとおり一番ピークでござい
ました昭和三十八年、この当時から半減いたして
おります。しかし現実の暴力団の動きというものは
これまた御承知のとおり非常に流動的でござい
まして、特に現在注目されるところは暴力団の寡
占化と言いましょか、警察庁では指定七団体と
称しまして、山口組初め広域的な暴力団を指定い
たしまして、全国都道府県警察が総力を挙げてこ
れに対決するというかっこうでいっているわけで
ございまして、数減っておるけれども、その六割ぐ
らいの人員はこういう大きな団体にどんどん加入
しておるといふような現実、さらにまた経済情勢
その他も非常に資金源との絡みで反映するわけで
ございまして、やはりなわ張り争いというふうな
問題、さらにまた跡目相続のいろいろの抗争の問
題、そういったものを含めまして、御承知のとおり、
昨年は大阪を中心に大変世人に御迷惑、御心
配をかけたというふうな事案が起り、また最近
は福井県であるとか、あるいは山口県であるとか、
また東京の新聞には出ないのですが、沖繩、沖繩
もことしに入りましてからすでに拳銃発砲事件そ
の他の死傷事件がもう数件中真つ屋間起りこつて
おるといふふうな状況でございまして、福井でも
また真つ屋間喫茶店で拳銃を放たれて殺害され
る。これは幸い民間の人は被害ございせんのでし
た。また山口県でもやはり合田一家という山口を
中心にする暴力団の拳銃発砲事件、白昼であつて
これまた殺されるというふうなことでございまし
て、いずれにしましてもそういういろいろの暴力
団の動向、経済情勢その他を敏感に反映しながら
動いておる暴力団と拳銃というものが、やはりそ
れぞれの組織の勢力を誇示するといひましょか、
か、そういう意味できわめて強力なる武器になつ
ておるといふ現実でございまして、九割ぐらゐの
改造拳銃も暴力団からであるというふうな実態で
ございまして、したがって暴力団の壊滅というこ
とが私たちの悲願でございまして、これにつきま
しては何といひましても警察自身がやはりふんどし

を締めてこれを壊滅するために強力なる取り締ま
りを永続的、根気強く続けていくというのが先決
であると思ひますが、何せ日本の風土その他いろ
いろの面で暴力団が存在する、そのことがまたい
ろいろのやほり土台があるかと思つたわけでござ
いまして、決して一筋なわ、これだけやれば壊滅
できるという手はないわけでございまして、警察
の強力なる取り締まりと合わせて、やはり何とい
ひましても国民全体の暴力を排除するという、何
といひましょか、強いそういう世論といひま
しょか、そういうものに乗っかりまして、国民
の協力を得ながら、あらゆる面から多角的、総合
的にこれに臨んでいくということにございまして、
そういう意味で、私たちはまず何といひま
しても彼らの勢力を誇示する一番の手だてになる武
器、これをひとつ徹底して摘発するというこ
とで、さらにまた構成員を大量に検挙して行く
あり、しかも数だけじゃなくて、やはり首領級、いわゆる
組織の壊滅が目的でございまして、幾らつか
まえてもその組織が依然として生きておるとい
ふことじゃ、これはもういかぬので、やはり首領級
を含めまして構成員を大量に検挙して行くとい
うことが必要だろつと思ひますし、そしてまた資金
源でございまして、最近では総会屋とかあるいは特
に覚せい剤というふうなものも非常に大きな資金
源になっておるわけでございまして、こういう金
融暴力というふうな言われるものを含めまして知
能的な暴力をひとつ徹底的に摘発して行く、こう
いった一つの作戦でいま取り組んでおるところで
ございまして、多角的、総合的な取り締まりとい
うものにおきまして、拳銃及び国民の暴力排除の
思想といひましょか、そういうものが相ま
つて、目標の暴力団の壊滅というものを持つてい
けるのじゃないか、かように思つておる次第でござ
いまして。

○三谷委員 いまの刑事局長の御決意は全く同感
でございまして、しかし実際の取り締まりの状況
などを見ても、たとえは暴力団の犯罪検挙
件数というものは、昭和四十年の六万八千三百件に
対して、五十一年が六万八千九百件、犯罪検挙人
数が、四十年五万六千七百七人、五十一年五万六千
四百人という状態になっておる。銃刀法違反を見
ましても、件数としましては、四十年の四千四百件
に対して五十一年の四千九百件、同人数を見ま
すと、四十年の二千六百六人に對して五十一年の二千
八百人、こういう横ばい状態になっておる。
いわゆる暴力団壊滅作戦と銘打つて行われまし
た取り締まりというものが、結果としてはこの程
度の数字であるところから、国民の中には、本
気でこれは暴力団の取り締まりをおやりにな
つておるのかという疑問が出ておる。これは
私が疑問を持つておるのではなしに、マスコミ
の論調などを見ましてもしばしばそういう論評が
行われておるわけでございまして、これについて
はどういうふうな御見解でございましょか。

○鈴木政府委員 いま抑せの数字でござい
ます。まことにそのとおりでございまして。ただ警察
の努力及び国民のそういう暴力排除思想の高揚と
いひましょか、そういうものが相まぢまして、
暴力団構成員も非常に多かつた三十八年時代より
半減いたしておる。ちなみに四十年では構
成員は十五万六千名でございまして、先ほど
言ひましたように現在約十一万をちよつと欠ける
というところでございまして。また暴力団の数も、四
十年当時は約四千四百名でしたが、現在約
二千五百というふうな団体の数も解散その他で
減つておるといふことでございまして。また検挙で
ございまして、これも四十年では約六万
八千ちよつと検挙しておるが、例年努力を統
けておきまして、昨年あるいは一昨年それぞれ六
万二千から六万八千台の検挙、これは実数でござ
いまして。十一万の構成員のうちこれだけの数を一
応一年間で――昨年で約六万九千弱の構成員を検
挙しておるといふことでございまして、数からい
けば相当の数であるかと思ひます。ただ抑せの
警察が本腰でやつておるのかどうかという、国民
の一部にそういう声があるということにつきまし
ては、現実に暴力団が永年の努力にもかかわらず

依然として存在し、そして白昼拳銃等を発砲して
国民に不安感を与えているという現実から見れば、
われわれの努力がまだまだ足りない、まだま
だ知恵をしぼつてこれの壊滅に向かつて努力をし
ていかなければならないと思つておる次第でござ
いまして。

○三谷委員 この十年間に暴力団の世界に組織
化、広域化が進みまして、広域暴力団員数が加速
度的にふえておる。これは四十年の四万六
千人に對して五十一年度が六万四千人という
膨張を示しておるわけでありまして、ですから暴力
団の広域化あるいは近代化といひましょか、こうい
うものが進みまして、国民にとつての脅威もさら
に高まつてきておるといふ事象が一つあるわけで
あります。それからもう一つ暴力団を温存する社
会的な条件というものがあつてはしないか。たとえ
ば企業が暴力団を利用するという事象があるの
ではないか。たとえば企業の総会対策としての総会
屋というのがあります。それから労働組合対策と
しての殺し屋、おどし屋といひましょか。それか
ら産業廃棄物などの不法処分を事とする捨て屋と
いひましょか。主として暴力団がこれを請け負つ
ておるようでありまして。こういう広い分野にわた
りまして暴力団が社会的に利用され育成されてき
ておる。この事象があるといふことですね。そし
て、これらの分野における暴力団の不法行為に對
する警察の取り締まりの姿勢がはなはだしく微弱
であるといふことが指摘されておる。私も
それを実態として見ておるわけでありまして。
たとえば全自交の三交タクシ一の丸山さんの殺
害事件といひましょか。繊維労働のニリザベ
ス労組の神原委員長の殺害事件といひましょか。
日産ディーゼル川口工場の従業員夫婦の殺害
事件といひましょか。これはすべて暴力団の
行為と見られておるが、この犯人である暴力
団員はどのようになつておるのか、警察の捜査は
どう進んでおるのか、お尋ねしたい。

○鈴木政府委員 御質疑の企業暴力といひま
しょか、総会屋あるいは捨て屋といひましょか、御指摘

がございましたが、暴力団が社会的存在として現実にあるということについては、先生の御指摘のようないろいろの面の問題があつてやはり存在している面があるかと思ひます。そういうことで先ほど来言つておりますように企業暴力、いわゆる企業に集う犯罪を厳格に摘発していく、このためには企業自体がそういう姿勢で臨んでいただくということが先決でございます、これらはなかなか被害が出てこない、暗教として相当あると思われながらなかなか被害が出てこないといった実態がございます。したがつて、そういう暴力団の存在をとかく一般国民が許さないという土台がありまないと、大変息の長い問題だということをお聞きして、そういう意味での国民の暴力排除思想があらゆる分野にしみ通つて、警察とタイアップして悪きものは悪きものとして処断されるという方向に持つていくべきであらう、こういうふうな基本的には考へております。

先ほど具体的な事件について、全自交の三交タクシの事件でございますか、等の御指摘がございましたが、これらにつきましては、私の理解では、全体としてそれぞれの事犯としましては古い、古いと言つてあれでございますが、昭和三十一年代からの事犯でございます、当時国会でもいろいろの面で相当論議されたと同つておりますけれども、暴力団がこれらの事犯に具体的に介入したというケースについては、私具体的にそういうあれでは聞いておりません。

○三谷委員 いまの三件につきましては同じ御見解ですか。

○鈴木政府委員 先ほどちょっと聞き漏らしましたが、仰せの点は神奈川の全自交の三交タクシの問題が一つ、それから二つは大阪の……(三谷委員「エリザベス労組ですね」と呼ぶ)大阪の四十八年の事件、それから四十六年の埼玉の日産ディーゼルの事件でございますか。

○三谷委員 そうです。

○鈴木政府委員 この三件につきましては、暴力

団というふうな、いわゆる構成員としてのあれの事実は私は聞いておりません。

○三谷委員 犯人が逮捕されておられませんから、暴力団員とも何とも特定はできない状態じゃないでしょうか。暴力団員ではないということは犯人の逮捕とは別に警察としては断定ができる、こういうお考えなんですか。

○鈴木政府委員 仰せのとおり、犯人検挙されてないこれらの事件につきましては、もとより確定、断定的に言つてはございませんで、いままでの捜査過程の中におきまして何々組、何々団という当方警察の方で組織としてとらえてはいる暴力団員の犯罪として、具体的な芽は出ておらないという意味でございます。

○三谷委員 大阪のエリザベスの神原委員長殺害事件といひますのは、本人が会社に出勤途上で何者かに二百メートル尾行されて、会社の真横で背後から太ももの後ろを出刃包丁で刺された事件であります、犯人は太ももの前部に突き出ました凶器をねじつて、えぐつて引き抜いてそのまま逃走したという事件であります。当時福島署は、素人のやり口ではないと言ひながら、二日後に神原氏が死亡してからやつと聞き込みに入つたというありさまであります。当時の医師の診断でも、完治しても片足切断という状況であつたことから見ましても、あるいは会社側の労務対策等を総合しまして、労働組合幹部殺害をねらつた暴力団関係者のしわざであるとされておりますが、これは真犯人がいまだに拳がつておりません。

これに類似した事件は、大阪では東洋製糖という会社の下請の片岡運輸というところの労働組合の委員長が殺害されるという事件などもありまして、これは逮捕されましたけれども、こういう事犯がしばしば起きておりますが、これがどうも捜査が手ぬるくて、容易に逮捕されないという事態にあります。

それから、全港労働組合というのがあります、関西地方の沿岸東支部関光分会の脇田分会長というのが、昭和四十二年の春關中に暴力団の原

田組の組員に白昼刺殺されました。しかも、これは争議警戒中の警察官の目の前で登山ナイフでめつた切りにされて死亡したのであります。この場合は犯人が逮捕されましたけれども、しかし警察官が目前におきまして行われていた凶行を何ら適正に抑止しないというような事態が一般に許されるであらうか。こういう点から見ますと、企業に絡む暴力事犯というのに対して警察の処置が大変手ぬるいということが言ひ得るのであります。

これは一つ一つ部長にいまお尋ねしましたが、具体的にはお答えできないと思ひますから、これについてはお答えを求めざるよりも、一つの例証として御紹介しておくわけでありまして、そういう事態があるということでございます。

暴力団によります殺害事件のうちで、犯人が逮捕されないで現在に至つておる事件は何件ぐらひありますでしょうか。五年間分ぐらひの数字をお示しただきたいと思ひます。

○鈴木政府委員 お答えいたします。御質問の大阪のエリザベスKK労組委員長の神原護さんが刃物で死亡した事件につきましては、先ほど仰せのとおり、この件については犯人がつかまつておらないわけでございますけれども、企業が絡む暴力団犯罪については警察の姿勢が弱いのではないかと、この仰せにつきましては、私たちが仰ゆるものにつきましては、いやしくもこういう殺人事件につきましては、当時も大阪の福島警察署を中心に、府警の捜査一課員も合わせまして捜査本部を設けて、事件発生以来鋭意捜査を続けたというところでございまして、この事件も、遺留凶器からの犯人の割り出し、組合活動に伴う紛議事案、これがどうであつたかという面からの捜査、あるいは女性問題をめぐる痴情怨恨関係はどうであつたかというふうな問題、あるいは販売先等取引関係者に対する聞き込み捜査、こういった面につきまして鋭意専従捜査員をもちまして努力したわけでございますが、残念ながら現在まで有力な

手がかりが得られず、現在に至つておるといふこととございまして、現在も福島署としてはこれを捨てておるといふこととございませんで、重大なる関心を持つてやつておるといふこととございませんで、また全港労働関係の関光分会長脇田智男さんが殺された事件、これについては仰せのとおり犯人が検挙されておられて、逮捕の後、大阪地裁におきましてそれぞれの判決が下つておるといふふうな状況でございます。また、警察官の目の前で殺されたというふうなことでございませんで、これも当時のいろいろ論議があつたようでございますけれども、警察としては万全の措置をとつたにかかわらず、殺人という意表外の事件というふうな発生があつたといふことはまことに遺憾でございます。ただ、警察としてはやるべき手はいろいろ警戒その他の面において尽くしておつた、当時の状況はそういうふうな私には聞いております。

それで、先ほどの御質問の中で、こういう暴力団による犯罪のいわゆる未検挙の件数がどうかというところでございませんで、率直に結論的に申しまして、暴力団による犯罪、特に殺人というふうな問題につきましては大体は一〇〇%検挙しておる、こう申しても過言ではなからうかと思ひます。と申しますのは、一般殺人におきましても大体九六%の検挙でございます。暴力団によるこういった凶悪事犯というものにつきましては、それ以上に率が高いというふうなのが一般的ないままでの歴史的、統計的な数字でございます。そういう意味で殺人事件だけに限つて申しますと、大抵年間殺人事件は二千件ぐらひございませんで、一年を見ますと、二千百一十一件でございます。そのうち殺されたというものが、現実に死者が出ておるといふのが年間約千件ございまして、そのうち暴力団によつて殺されたというものが去年の数字ですと百二十七件、大体おととしも百二十五件でございます。というふうなことでございまして、この百二十七人の方の中には暴力団員が被害者になつておるものが約半分近く、それから一般の人が被害者になつておるものがそれよりちょっと上、五

二%ぐらいになっているというふうな数字でござ
います。そういう意味で、相当の高い率でこれ
ら暴力団によるこういう凶悪事犯はほぼ検挙され
ている、こういうふうな私たちは一応数字から推
定いたしております。

○三谷委員 その殺人事件の場合の検挙者の中に
は、犯人と自称して警察に出頭するといふふうな
事案がかなりあると聞いておりますが、その点に
ついてはどのようにお考えでしょうか。

○鈴木政府委員 やはり仰せのとおり、暴力団と
いうのは一つの同一意識といましようか、そ
ういうことで親分をかばうとかという事で、身
がわり自首というのが昔よく聞かれたわけでござ
います。そういう意味で、現在科学捜査という面
をモットーといたしております警察といましてし
ては、たとえ自首をした場合にも、その供述、そ
ういったものを全体を詳細に裏づけしまして、こ
れが真犯人に間違いのないという一つの確証とい
ましようか、どこに出しても争いのない、そうい
う科学的なあれに基づいて処置しておるといふこ
とでございまして、やはり現実にも身がわり
自首という問題はあり得るといふふうなことで
ございます。

○三谷委員 暴力団の取り締まりについて国民が
最も奇異に感じますのは、暴力団への手入れの事
前公表という問題、昭和四十九年十月の稲川会
の手入れ、それから同年十一月と五十年二月の山
口組の手入れに当たって警察行動がその日の朝刊
で報道されておる。つまり取り締まり情報が事前
にオープンされておる。これを暴力団がキャッチ
して対策を講ずることは当然のことでありませ
う。これでは手入りが成功するはずがない。五十
年九月の山口組の田岡組長宅の捜査につきま
しては、新聞が次のように報道しております。「午
前七時、装甲車など五台に分乗した警官約八十人
が到着。居室や集会用大広間のある鉄骨二階建て
の住宅計十二室のほか、前庭の植込みの中までま
なく金属探知機を使って捜索したが、凶器類など
は見つからず押収品はゼロ。」二階寝室で寝てい

て捜索を知らされた田岡組長は「ごころうさまで
す」とひとこと言ったきりで、寝床から起き上
らなかつた。こういう記事が出ておるのでありま
す。ですから、このようなやり方で果たして暴力
団の取り締まりができるのか、この点についてお
尋ねしたいと思ひます。

○鈴木政府委員 いまの御指摘の事例について
は、まことに遺憾な事案であらうと率直に思いま
す。もとより捜査は隠密が生命でございまして、
着手前に外に漏れるということはやはり捜査の目
的を達するゆえんではございませぬので、これは
捜査員のイロハのイの字として、やはり隠密に、
外に漏れないように着手にかかるといふのが基本
でございませぬ。そういう意味で、その記事自体、
まあ警察が意識的に事前にそれを漏らしたとい
うことは、これはあり得ないと思ひますが、何らか
のかつこうで、いろいろ動向で察知されたとい
ふふうなケースもあり得るわけでございませぬとい
ふも、基本的に捜査は隠密をもって旨とするとい
うのがイロハのイの字でございまして、現在も
そういう面に十分着意しながらやっておりますとい
ふふうなことでございませぬ。

○三谷委員 暴力団の取り締まりに関するケース
で、大阪府警及び石川県警で、内部の者が取り締
まり情報を暴力団に流して謝礼をもらつてお
つた、あるいは、宮崎県警では賭博遊具手入れ情報
を流して謝礼を受け取つておつたという報道も出
ておりますが、これは警察庁の暴力団取り締まり
の姿勢に大いに関係があるんではないか、たまた
まと本音に違ひがないかという点を、このよう
な末端における具体的な事例を見ますときに、私
どもは疑問視せざるを得ないわけでありませぬ、こ
のような事実が果たしてありませぬのかどうか。
そして、いまお尋ねしましたように、これが警察
庁自体の暴力団に対する取り締まりの姿勢を反映
するものではないのかという疑問を持たされる点
についてどうお考えか、お尋ねしたいと思ひま
す。

○鈴木政府委員 たまたまと本音が暴力団の取り
締まりについて違ふんじゃないかという、これは
私にとつてはまことに心外なお言葉でございま
す。われわれは、まさに全警察が挙げてこの暴力
団の壊滅を目標に努力していくという事で、実
はつい二日前も、全国刑事部長会議でそういう点
でお互いに討議し、やつたような経緯もございま
すけれども、そういうことは絶対ございませぬ
で、あくまで壊滅を目標に日夜ひとつ努力してい
こうという事でやっていると、このことを十分御
理解願ひたいと思ひます。

また、そういう中で、残念ながらもいま御指摘の
ような、いわゆる暴力団に情報を漏らしてその対
価をもらつておつたという事例が散見され
るようなものがあるわけでございませぬ。これにつ
きましては、それぞれ事犯に応じて厳格なる懲戒
処分、懲戒免職等の措置がとられておるわけで
ございまして、いま御指摘の大阪府警の問題、石川
県警の問題、宮崎県警の問題につきましては、大
阪は四十五年二月の事犯、石川県は四十四年五
月、宮崎県につきましては、これは巡査二人で
ございませぬが、四十九年二月の事犯でございま
す。警察でそれぞれ逮捕いたしました、懲戒免職
という事で、取附被疑者として事件を処置して
おるといふふうな事例がございませぬ。

○三谷委員 約一年ほど前に、兵庫県警の姫路署
長であった藤田が、暴力団の帰化申請に手心を加
えて、暴力団指定の結婚式に部下を引き連れて出
席をする、そしていろいろのなみやげ物を受領して
おる、いわゆる黒い交際事件が表面に出ました。
藤田は逮捕されて公判が始まつておりますが、そ
のほか、これに関与した警察官が停職一人、
減給一人、戒告六人、訓戒七人、注意八人とな
つております。

このときに、藤田とともに最も深い交際があつ
たと言われている竹村警部というのがおります
が、これは停職二カ月の処分を受けるだけでなし
に、取附補助の容疑で書類送検をされましたが、
神戸地検はこれを起訴猶予にしております。これ
に対して贈賄側暴力団の陳伝鋒は、贈り物を要求
したのは竹村なの起訴猶予はおかしいといふこ
とを報道陣に強調しております。むしろ暴力団が
被害者であるといふことを主張しておるのであり
ます。

そして、暴力団と黒い交際がありましたのは、
警察だけではなしに、検察もあるといふことであ
ります。竹村の起訴猶予を決めた神戸地検傘下の
尼崎支部の榎原義夫支部長も、問題の結婚式に出
席しておりました。そこでこの状態を見ますと、
地検の尼崎支部の支部長もこの結婚式に出席して
おる。そこで、警察の取附補助の容疑による書類
送検に対して、起訴猶予にするといふふうな処置
がとられておる。ですから訴訟もなれ合ひとい
う感じを国民に与えております。法務省はこの取
扱ひについてどのような御見解なのか。一罰百戒
ということわざがありますけれども、そういう厳
格な姿勢に欠けておるといふところに、この種の
事犯が後を絶たない一つの要素があると思われま
すが、この点について法務省からお見えになつて
おれば……。

○佐藤説明員 お答えいたします。
ただいまお尋ねの取附補助事件につきましては
は、神戸地検におきまして警察からの事件送致を
受けまして、鋭意捜査をした結果、昨年の十月起
訴猶予という事で、御指摘のとおり不起訴処分
に付しております。

不起訴の理由と申しますのは、本件がいわゆる
取附補助という事でございまして、贈賄者の会
社から取附者である藤田署長の手元まで、賄賂の
品であるトラの置物を運搬した、こういう事実で
ございませぬ。その事実につきましては、捜査の結
果、本件につきましては、すでに警察官としての
懲戒処分を受けておるといふこと、あるいは十分
な反省をしておるといふこと、あるいは諸般の情
慮の上、不起訴処分にしたわけでございませぬ。
○三谷委員 地検の榎原支部長に対する処置とし
てはどのようにおやりになりましたのか。
それから、トラの置物を運搬したといふだけで
はなしに、この人が介在をして藤田を暴力団に紹

介したという、これが事実上はこの関係の最も中心的な立場に立ってきておったということが言われておりますが、この点についてはどうなんでしょうか。

○佐藤説明員 まず第一点の、神戸地検の尼崎支部長がこの会合に出席したということにつきましては、大変遺憾なことであろうと考えまして、厳重に注意いたしております。

なお、本人は、友人からの誘いを受けまして、深い事情を知らずに出席したということで、調査の結果、おおむね本人の弁明のような形でございました。しかし、いずれにいたしまして、地検からさような誤解を受ける者を出したということ、検察官の立場としてまことに遺憾なことであると存じまして、厳重に注意いたしております。

なお、先ほどの取賄補助の被疑者につきましては、これはやはりいろいろな角度から検討いたしました。もちろん先生御指摘のような問題とすべき点もあつたわけでございますが、その点も含めまして取賄補助、要するに運搬をしたというこの事実につきましては、あえて公判を請求するというほどの必要はないという判断に立ちまして不起訴処分いたしました、かようなわけでございます。

○三谷委員 暴力団に対する態度というものが峻厳さが足りないという一つの事例だと私は思っております。法務省はもう結構です。

そこで、もう一つ警察にお尋ねしますが、ここに昨年十月の朝日新聞の論評があります。このような内容であります。昨年の十月のことでありすが「四日未明、大阪市住吉区の暴力団松田組組長宅の前で起きたピストル発砲事件のときも、弾こを捜して検証しようとする捜査員に組員が食ってかかり、「オレたちが捜してやる」と懐中電灯を持って歩き回ったりした。けれども、捜査員たちは黙ったままだった。」もう一つは、「組長宅襲わる」の報に、早朝から組員が続々と詰めかけ、午後三時ごろには百人にもなった。しかし、組長宅前で防弾チョッキを着て警戒していた警官は十

人足らず。(ピストルを持っていかぬかもしれない)組員のボディチェックもする」との大阪府警幹部の説明にもかかわらず、ほとんど行われなかった。組員たちは大威張り歩き、警官の顔をじつとのぞき込む者も。こんな中でNHKカメラマンが取り囲まれ、おどされた。だが、近くにいた人の話では、そばにいた三、四人の制服警官は組員たちに「報道の自由があるのだから……」とほそほそと話しただけで、取り囲まれた時は素知らぬ顔をしていた。」こういう記事です。

もう一つは、「五月十四日、山口組ナンバー2の地位にある神戸市生田区山健組を大阪府警捜査四課が銃刀法違反などの疑いで捜索した。幹部の一人が捜査員に「きょうの態度はどういうことか。たいてい警察には協力しているんや」と腕組みして叫んだ。捜査員は「きょうは大阪府警や。つまらんことをいふな」とにらみ返したのだが、幹部は「それにしても、もうちょっとあいさつしようがおますやろ」と心外そうな態度だった。つまりこれは兵庫県警に対してきょうの態度はどういうことかと抗議した。大阪府警の捜査員は、きょうは大阪府警だからつまらんことを言うな、こういうことを言うてにらみ返した、こういうことが報道されております。

それからこの報道を見ますと「弱腰警察に疑惑」という主題になっておりますけれども、これを読みますと、暴力団というものがまさに傍若無人に取り縮まり対しても肩を張っておるという状態が明らかになるわけでありまして、これだけで果たして暴力団というものの取り縮まりができるだるうか、真に壊滅作戦がとれるのかという疑問を持たざるを得ないわけでありまして、この点についてどのような御見解をお尋ねしたい。

○鈴木政府委員 ただいま大阪、兵庫での新聞の記事等についての御質疑でございますが、御承知のとおり関西の暴力団、これはまた関東とは若干ニュアンスが異なるようでございまして、山口組というふうな全国一、構成員が一万名もいる大きなものから、非常に細かい、いわば貸し金の取り

立てというふうな、そういう庶民金融的なものを果たしておるものというところで、大変数が多くございまして、御承知のとおり、昨年山口組と松田組というものと抗争があり、さらにまた菅谷組長がそこで山口組からボイコットされるといふふうなこともございまして、昨年来の大阪府警、兵庫県警の暴力団に対する取り組みというものはまさに大変な努力でございまして、総力を挙げてこの対立抗争事件の未然防止という面について大変な努力を注いでおるわけでございます。現にその取り縮まり体制の面におきまして、ことし四月から条例その他の規則を改正いたしまして、組織改正によりまして、大阪府警におきましても刑事部のもとに参事官を設置するということ、さらにまた兵庫県警におきましても刑事部のもとに参事官制をしきまして、暴力対策第一課、暴力対策第二課という、暴力団を専従して担当する新しい課二つを新設いたしました。山口組初め暴力団に徹底的に対決して、この壊滅に向かつていくというふうな姿勢を示しておるといふふうなことでございまして、組織を挙げまして暴力団と対決し、徹底して取り縮まっていこうというところでございまして、その過程におきまして、先ほど来御指摘のように、暴力団と癒着しているんじゃないか、情報を漏らしておるんじゃないかというふうな点につきまして、ミイラ取りがミイラにならぬような、こういう捜査官としての基本的な腹構えのもとにやっております。くちなやならぬという自戒のもとに、今後ともそういう御指摘のないような徹底した対決でひとつつ暴力団に取り組んでまいりたい、こういうことでございまして。記事で言いました捜査官のいろいろな片言隻句、そういうことのないように私たちが十分戒心してやっておりますことでございます。

○三谷委員 私は新聞記事を材料にして質問するのは好きじゃありませんから、いままでやったことはありませんけれども、それでなければ一つの主観のようにおっしゃっては困るからこれを取り上げたものであります。私もどもが実際経験しておりますのは、たとえば八鹿事件におきまして、二人の国会議員が暴力分子に襲われて警察に逃げ込んだら、警察は、早く出てもらいたい、おつても言つてこれを排除しようとする。あるいは羽曳野市役所におきましては、これまた警察官の警備の目の前におきまして宣伝カーの上に暴力分子が飛び上がつて、車の上から乗務員を突き落とすというふうな事件などもあり、私どもこれを目撃しておるのであります。こういう態度を見ますときに、真に警察が一体となって暴力団の取り縮まりに取り組んでいきつつあるのかどうか、疑問を持たざるを得ないのであります。

もう一つお尋ねしたいのは、本年三月三日に発生しましたあの暴力分子の経団連の襲撃事件がおりますが、この四人の凶悪犯が手錠をかけずに武士のメンツを立ててもらつたということになっております。犯人は悠々として英雄気取りで戻り返つて出てきたということでありまして、この事態の異常さについては、各紙が問題意識を持って報道しており、右翼暴力団に対する甘さが批判されておりました。このような姿勢が、単に偶発的にあちこちに出るのではなく、いま幾つかの事例を挙げましたけれども、至るところでこの暴力団との癒着だとかあるいは取り縮まりの不十分さ、弱さ、こういうものを見受けることができるのであります。こういうことで果たして暴力団の跳梁を本当に抑止できるかという疑問を依然として持つものであります。この経団連事件はどういう見解でこのような処置をおとりになったのか、お尋ねしたいと思います。

○三井政府委員 経団連襲撃事件の犯人四名を現行犯逮捕した際に、逮捕現場において手錠をかけたことについては、逮捕現場において手錠をかけたことには事実でございます。しかしながら、手錠をかける目的といえますか、つまり犯人が逃亡しない、あるいは手錠をかけないために暴

行を働く。これを押える。また、場合によっては手錠をかけたために自殺をはかるといふ、このおおむね三つのことを手錠をかける場合の主たる目的としておられるわけですが、この目的を確保するための現場における措置、手錠をかけたければいけません。その他の方法によってその目的は十分に確保して措置したわけでありませぬ。

それによつても、この種凶悪犯につきまして、逮捕の現場において手錠をかけるわけでは、絶対に異例といひますが、そうあるわけではありませぬ。絶無とは言へませぬけれども、そうあるわけではいひませぬ。これはこの種の事件の性質の特殊性に由来するところでありませぬ。しかも犯人が複数である。こういう場合の措置は、いわば大変むずかしいところでありませぬ。諸外国のように人質の生命をある程度犠牲にしても、また犯人の生命を犠牲にしても、現場で銃を撃つて解決をするというふうな思い切つたやり方も、国情によってはあるのかと思ひますけれども、わが国におきましては、何回も浅間山荘その他、こういう経験をしておりませぬけれども、人質の生命も安全にこれを救出する。そして同時に犯人も逮捕する。これは二つながらの、端的に言へばある意味では相矛盾する要請でありませぬけれども、この二つの目的を達成するためにこれをやるというための、具体的なこの事件の特殊性に由来する苦心の末に編み出された方法というわけでありませぬ。これも私服警察官が説得をし、御存じのように三島未亡人のおいでを願ひませぬ。長時間にわたる説得をするという中で、結果でございませぬ。常にああいふ場合にああいふやり方が成功するとは限つたものではございませぬので、あの事件の特殊性に基づいて、二つながらのむずかしい目標を達成するために苦心の末にたつた措置、しかも現に二つながら目的が果たされたということにおきまして、手錠をかけたことといふことの意味は御理解をいたされたいといふ

うように考える次第でございませぬ。
○三谷委員 おっしゃるこの意味は半ばはわかりますが、同時に、ああいふ暴力的な凶悪犯といふものが逮捕の瞬間に手錠をかけることを免除されて、悠々として国民の前に姿をあらわすといふような事態が、この種の暴力的な人たちに与える影響、それから国民一般に与える影響、この影響を考へます場合に、いまのおっしゃつておられます評価といふものは、半ばはわかりませぬけれども、しかし、いま申し上げました点からいへば、これは十分に検討を要するものだと私は思つております。

それで、警備局長がたまたまお答えいただきましたから、成田事件が大変論議されましたが、極左暴力分子の犯罪、特に内ゲバ殺人事件ですね。この検挙件数が非常に少ない。先ほど刑事局長が説明されましたように、一般殺人事件は九六%から九七%程度の検挙率だと言われておりますが、極左暴力分子の殺人事件というのは四二%の検挙率しかない。これはたゞし一九七四年、七五年の二カ年の統計でございませぬが、そういう状態になつてゐる。しかも極左分子といふのは、殺人をみずからひけらかして機関紙なんかで天誅を下したとか、断罪を下したと言つて、みずから殺人を犯したことを公然と誇示してゐる。そういう状態にありながらこれが逮捕されてないといふ状態は、一体これでいひださうかといふ疑問を持つのであります。そういう状態でありませぬから、先目のような事件も起きてくるということになつてくるわけでありませぬが、これについてお尋ねしたいと思ひます。

○三井政府委員 極左暴力集団による内ゲバ事件、ことに内ゲバ殺人事件について警察がしっかりと取り組んでおるか、こういう御指摘でございませぬが、まず極左暴力集団は、いわゆる内ゲバを四十四年以來始めておられるわけでありませぬ。その中でこれがこうじて殺人に発展するということでありませぬが、殺人は四十四年以來今日まで四十三件発生しております。まず、内ゲバ全体で申しま

すと、これは五十一年の末まででございませぬが、総数で千七百八十二件発生しております。ここで検挙いたしましたのは三千四百八十九人の被疑者を検挙いたしておられるわけでありませぬ。なお、このうちの殺人事件につきましては、四十三件発生をいたしまして、死者五十四人、これは現在までの総数でございませぬ。これにつきましては検挙二十二件。したがつて五〇%を超えておられますが、この内ゲバ殺人事件の被疑者として検挙いたしました者は三百五人に上つておられるわけでありませぬ。そういう意味におきまして、私たちがとしてはできる限りの努力をいたしておるところでございませぬ。

なおまた、この種、内ゲバ殺人等行つた場合に、犯行を声明する、いろいろな機会、方法を用ひませぬ、自分のセクトがやつたといふことを公然と公表いたします。それからまた、はなはだしいきは、これからだれを殺すといふことも発表いたしましたりするわけでありませぬ。こういう点につきましては、私たちはその防止、検挙のためいろいろな手段を講じておられるわけでありませぬけれども、すでに行つた犯罪については、自分のセクトがやつたといふ点については、これは参考になりませぬ。

〔委員長退席、大西委員長代理着席〕

したがつて、捜索の資料としては大いに活用できるわけでありませぬけれども、だからといつて、そのセクトが犯人といふわけにはまいりませぬし、また、仮に自分のセクトのだれがやつたと犯人らしい者の名前を彼らが挙げたといひましたとしても、それだけで犯人として逮捕するわけにはまいりませぬ。警察独自の立場で犯人と認定するだけの資料を捜査により収集して、それで初めて逮捕状が出るというふうなものでございませぬ。確かに言つておられる内容は間違ひなからうといふ心証は持ちませぬ。陳明をいたしまして逮捕令状が出るというだけのものにまで固めなければならぬ、こういう制約がございませぬ。また、事前にだれそれを内ゲバでやつつける、こういうことを言ひませぬ

けれども、口頭で言つただけでは、これが殺人罪、予備罪あるいは未遂といつたようなことにもなりかねませぬので、これに対して、私たちがいたしましては、その予防のための措置をとるといふことであります。予防にしろ、犯罪の捜査にしろ、この種事件の一つの問題点といふのは、被害者あるいは被害者になるような立場にある人、こういう人たちが、いづれも警察を敵と考へておられる人たちの間における内ゲバ、こういうことでありますので、あなたがこういうふうな名指しでねられておられる、ついでにこういうふうな警備をいたしたい、こういうことを言ひませぬ、警察と関係ない、われわれはわれわれで勝手に身を守る、こういうふうなことで警察で身を守ることに協力させない。また、内ゲバ殺人事件、死んでしまふと問題でありますけれども、一緒におつた同僚、あるいは殺人に至らない内ゲバ事件につきまして関係者から聞きませぬけれども、現実には被害を受けておられる人も、自分ですべて転んでけをしたといふ話でありませぬ。要するに、警察と口を聞かない、こういうふうな態度で一貫しておられるというのが、この捜査におけるむずかしさといひませぬ。警察のこういう捜査等につきまは、関係者の、また国民の協力があればこれはほとんど進むといふことは多いわけでありませぬ。そういう場合でも、こういうむずかしい条件のある場合も多々ありませぬけれども、当該被害者自身が警察の捜査を拒否しておられるところから、ハンディキャップでございませぬ。そういう壁も破つて捜査を続けておられること、一般の殺人事件がほとんど一〇〇%の検挙率を誇つておられる中で、その半分の五〇%という点が大変残念でありますけれども、この点については被害者に協力を求めることは困難といひましたも、被害者の協力、関係者の協力はぜひともいただきたいといふように考へる次第でございませぬ。

○三谷委員 右翼の取り締まりが大変甘いといふだけでなしに、極左暴力分子に対する取り締まりも熱がないのではないかと、このことを、ついでに

間、四月の十七日の読売新聞の社説が書いており
ます。

〔大西委員長代理退席、委員長着席〕

これは、もう少し取り締まりの方法がありはしな
いかということではありませんが、しかし、きょうはこ
れ以上長い時間とれません、ただ、私が警備局
長に申し上げておきたいのは、例の安保闘争に回
会突入を叫んで騒動した例のトロッキスト、唐牛
健太郎あたりですね、この連中がTBSラジオを
通じてまして、安保闘争当時のいろいろな裏面史を
語っておりますが、この中に、警察がきわめて好
意的であり、温情的であった、同情的であったと
いうことを語っております。

たとえば「当時監視総監をしておられた小倉謙
氏や、そのときの学連の闘争を扱っておられた野
村佐太郎理事とときどき会い、フランクな話を
し」そして「なみなみならぬ温い感情と同情心
をもって事に当たられていた」こういうことを述べ
ている。それから、三井局長も、当時公安一課長
をなさっておりましたが、当時公安一課長をして
おられた三井局長とお会いして、そして余り好き
ではなかったけれども、建物が好きでなかつた。
どこの建物か知りませんが、印象に残っている。
「この方も全学連に対してなみなみならぬ同
情心を持っておられた。」そして、このときの話で
ありますが、「全学連を制止すると同じく、いかに警
官を制止するのに苦勞されたそう、装甲車を乗
り越えてあの暴力分子が暴れ込んだときにも「警
官には絶対両手から警棒を放すなど言ってお
たそう。」つまり、両手で警棒を握って、殴って
はいけない、そういう指示が行われていたという
ことを東原吉伸という男がTBSを通じて、これ
は全国に報道されております。

ですから、この極左暴力分子を泳がすというこ
とが当時いろいろな面で問題にされましたけれど
も、そういう事実がこういう中で明らかになつて
きておる。特定の政治目的のためには、極左暴力
も使うし、右翼暴力も使っていく、そういう警察
権力の性格というものがここに示されておるので

はないかと私は思うわけでありまして、いまここ
でお答えを求めますと時間がありませんから、指
摘するだけにとどめまして、機会を改めてその点
をお尋ねしたいと思います。

そこで、この法改正であります、こういう犯
罪の実態であります暴力団そのものの不法暴力行
為を徹底的に究明して壊滅に追い込む、この姿勢
が非常に欠けておる。そして、そういう状態の上
に、モデルガンという玩具の販売を禁止するとい
う本業転倒の措置を目指していらっしゃる、これ
は不可解なものであります。

そこでお尋ねしたいのは、総理府令で制定され
ます改造が著しく困難な銃器とはどのような銃器
なのか、例示していただきたいと思つております。

○吉田(六)政府委員 最近の改造事例を見ます
と、銃の構造上モデルガンの撃発装置がそのま
ま、または補強されて利用されているものが多
く、モデルガンの撃発装置が改造可能の重要な
役割りを果たしております。今回の改正で、この
重要な役割りを果たしております撃発装置を有す
るものを規制の対象としておるわけですが、必要
な改造防止措置、これは本来は撃発装置をとめて
しまえばこれは全く改造ができないということに
なりますけれども、それではおもちゃの機能を損
なうという点で、撃発装置そのものをとめると
いうことはしないまでも、それに付随する銃腔と
か、そういう点を規制しようということになるわ
けでございます。また、改造防止措置としまして
は、銃腔部に穴をあけないことが大きな要件であ
りますが、総理府令によつて、銃腔部等に非常に
かたい金属を取り出せないような方法でインサー
トすることにするのが主たる内容でございます。相
当の効果が上げられる。つまり、銃腔を金属でふさ
ぐ、しかも、その銃身を切り取ればそのフレーム
とかその辺まで傷むというようなことで目的を達
したいというのが今回の趣旨でございます。

○三谷委員 そうしますと、構造とインサート材
料、これが当面の問題になると思つてますが、この

インサート材料としてセラミックを使用すること
を条件づけられるのかどうか、これをお尋ねした
い。

○吉田(六)政府委員 セラミックというのは特殊
な陶器製のものでございまして、非常に硬度はあ
りますけれども、しかし破壊検査をしてみます
と、もろいという欠陥がございまして、したがいま
して、そのものを採用するということは全く考え
ておりません。

○三谷委員 そうしますと、セラミックというも
のはインサートの材料としては使う価値がない、
これは非常にもろくて役に立たない、こういう御
見解ですか。

○吉田(六)政府委員 さようでございます。
○三谷委員 このセラミックをめぐるまして、こ
れは大創エンタープライズ株式会社というのが開
発した新しい磁器材料のようであります、これ
を監視庁の科学検査所で検査をされて、徳永技官
が検査結果をまとめていらっしゃるといふことを
聞いております。そればかりでなしに、徳永技官
が、現在は保安課長補佐に転任されておるよう
であります、大創エンタープライズの試作品検査
に關して、モデルガン製造協同組合での紹介状
を書いて破壊検査を依頼されておる。それで、大
創エンタープライズ社の専務の辻一夫氏というの
は、今回の法改正は自分たちの政治工作によつて
実現したものである、こういうことを広言してい
る。常務の若松幸吉氏という人は、警察庁保安部
にせがれの恩師の弟がおつて、このつながりを生
かして法改正の実現に持ち込んだものである、こ
ういうことを業者間で自慢をしておるのでありま
す。ここに私のところのテープが四枚あります
が、この中に全部入つておるのであります。この
ことを見ますと、この法改正があたかも新イン
サート材料セラミックの導入を目的とするきわめ
て不純なものであるという印象を受けたわけであ
りますけれども、しかし、いまおっしゃいました
ようにこれを使うものでないということが明らか
であれば、この疑惑は当然解けてくるわけであり

ます。したがって、その点はもう一度確かめてお
きますが、特殊なセラミックというふうな材料を
もつてインサート材料にするというふうなことは、
規制の条件としては考えてはいないというこ
とでございますか。

○吉田(六)政府委員 先ほども申し上げましたよ
うに、セラミックなどというものは余り価値がな
いというように判断いたしました、これを採用す
ることは毛頭考えておりません。

○三谷委員 それでは時間のようでございませ
ん、これで終わらしていただきます。

○地崎委員長 川合武君。

○川合委員 光線銃、ビームライフル、ビームピ
ストルですが、これは昭和五十年の国民大会から
光線銃の競技が正式な種目として採用されてお
ります、また現在全国の地方公共団体の体育施設
のうちで五十カ所以上、この施設が設置されてい
るといふほど普及してきていますけれども、この
光線銃の内部構造はモデルガンとは本質的に違
っている、しかし形が拳銃やライフル銃に似たもの
です、いわゆるモデルガンと同一視されて取
り締まりの対象とされては困ると思つてますが、
念のため公安委員長小川大臣に確認しておきたい
のでございますが、光線銃は今回の規制の対象外
と理解してよろしいかどうか、伺いたいと思いま
す。

○小川國務大臣 たいま仰せのビームライフル、
光線銃につきましては、今度の法改正に對し
まして、これが規制の対象になるものかどうかに
ついて、構造あるいは機能をきわめて詳細に検討
いたしました、この光線銃には撃発装置がないと
いうこと、したがつてこれは金属性の弾を発射で
きるように改造することができないと判断されま
すので、規制の対象に加えるべきものではない、
こう考えておるわけでございます。

○川合委員 今度は保安部長さんに伺いますが、
光線銃が模擬銃器に当たらないものであるなら
ば、総理府令で、日本ライフル射撃協会が検定し
た光線銃、これは模擬銃器に当たらないという旨

をはっきりと明記することはできないか、伺います。

○吉田(六)政府委員 今回の銃刀法の改正による改造防止のための規制は「金属で作られ、かつ、けん銃、小銃、機関銃又は弾銃に類似する形態及び撃発装置に相当する装置を有する物で、銃砲に改造することが著しく困難なもの」の範囲を総理府令に委任しているものでございます。したがって、総理府令で定めることとなります事項は金属でつくられたものであり、かつ、形態が拳銃などに類似し、しかも撃発装置に相当する装置を有するものであることが前提となっているわけでございますが、ただいま御質問の光線銃につきましては元来、撃発装置を持たないものであるという見解でございます。法の規制の対象外でありますので、総理府令に書くべき性質のものではないというように考えております。

○川合委員 そうであるならば、この法が成立した、そして施行された後において第一線の警察官が誤解して問題を生じないように、光線銃は法の規制対象ではないということを徹底するための方法を講じていただきたい、こう思うのですが、その点について伺いたいと思います。

○吉田(六)政府委員 今回の改正法案が成立いたしますれば、これが施行される段階で当然運用通達を出すこととなります。その際、光線銃につきましても、規制の対象外であるということをも含めまして、運用上必要な事項を詳細に第一線の警察官に十分徹底させたいというように考えておりますので、御指摘のこともまた考慮することになるうかというように考えております。

○川合委員 了承いたしますが、徹底については、第一線の警察官と国民との間にトラブルがなないように配慮をされるよう重ねて強く要望をいたします。

次に、これはモデルガンの問題ではございませんが、銃刀法の問題で、現行の銃刀法では所持許可を受けた鉄砲しか所持が認められていない、他人に貸すことも、短時間持たせることもいけない

い、こういうふうになっておるわけですね。そのことは非常に厳格に守られていて大変結構なことだと思えます。けれども、指定の射撃場で初心者に指導する場合などに、どうしても指導を受ける者の銃を使って射撃して見せるとか、銃の調子を点検する、こういう必要があると思えます。これは危険予防上重要なことだと思えます。そのため射撃団体等では、指定射撃場の管理人とか指導員とかの特定の者については例外的に、指導上必要がある場合にはいわゆる来場者の銃、他人の銃になるわけですが、他人の銃を所持、発射すること、これを認めてほしいという要望が強いようですが、これについて総理府令の第八条第六号に、前がございしますが、前は略しまして、「射撃を行なう者に対し、射撃に伴う危害の防止のため必要な注意又は指導を行なうこと」とありましたが、この条文で直接に来場者の銃を手にして発射して、そして射撃場の管理人とか指導員が指導する、こういうふうになる規定は読めないものかどうか、私には何か読めるような気もするのですが、そうすれば、先ほどから申し上げたこの問題も解決するわけですが、この八条六号はそういうふうには読めませんでしょうか、ちょっと伺います。

○吉田(六)政府委員 御質問の指定射撃場の指定に関する総理府令の第八条の規定は、指定射撃場の管理方法の一般的な基準を定めているものでありまして、その第六号では、「当該指定射撃場において射撃を行なう者がある場合は、管理者又は従業者が射座の附近に位置し、射撃を行なう者に対し、射撃に伴う危害の防止のため必要な注意又は指導を行なうこと」とされております。この内容から考えますと、この規定から、指定射撃場の管理人が来場者の銃を手にして発射することができると読むというところは、困難かというように思われます。

そこで、御指摘のように現行法では、銃の貸し借りについて厳格に運用いたしておりますが、これはそれなりに管理責任を明確にし、そして事故を防止するために必要なことというように考えて

おります。ただし、御指摘のように一方において、最近マナーの悪いハンターも目につきますので、所持許可をする前に、猟銃の取り扱いについての指導を十分徹底すべきであるというふうな声も上がっております。したがって、そういうことを具体的にやるといふことになりまして、指導上、御質問のような問題も生じてまいるのでないかというように考えられます。私も私どもとしては、所持許可を与えるに際し、取り扱いについての指導を十分行い必要があると考えておりますので、効果的な指導方法について射撃団体とも今後協議してまいりまして、御指摘の趣旨を十分踏まえて、今後も検討を続けてまいりたい、かように考えております。

○川合委員 申し上げるまでもありませんけれども、銃刀法の第一条には、「この法律は、銃砲、刀剣類等の所持に関する危害予防上必要な規制について定めるものとする」と書いてあります。また、先ほどから私が申し上げました、射撃場における指導という点は、これはもう部長、よく實際を御存じのとおりと思えますが、射撃場における指導という点については、逆に危害予防上危険な状態が生じる結果となっている、その点矛盾している、こういうふうにも思っています。

なお、ただいまの問題は、毎日毎日全国の射撃場において初心者射撃が行われている実情でございますから、検討という答弁でございますけれども、これはひとつ早急に対処して、この問題について法的にと申します措置をとっていただきたい。危害防止の見地から、早急な措置を講じていただきたいと思っておりますが、重ねてもう一度その点について伺いたいと思っております。

○吉田(六)政府委員 危害防止のためには、やはり所持許可をする前に十分指導、教育するということも、最も大切なこととございます。私も初任の警察官に銃を練習させるといふ場合にも、手とり足とり教えて、また自分で貸与した拳銃を撃つてみる、そういうこともやっておるわけでございます。先生御指摘の趣旨は十分私も理

解できるところでございます。したがって、厳しくするとところは厳しくする。しかし實際上、運用上、むしろその方がよろしいという面は、前向きに検討するというような考え方で今後十分検討させていただきます。かように考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○川合委員 重ねて早急に措置をされたいことを要望しまして、以上私の質問を終わります。

○地崎委員長 以上で本案に対する質疑は終了いたしました。

○地崎委員長 この際、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案に対し、佐藤敬治君から修正案が提出されております。修正案の提出者から趣旨の説明を聴取いたします。佐藤敬治君。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○佐藤(敬)委員 ただいま議題となりました銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案に対する修正案について、日本社会党を代表し、その提案理由と内容の概要を御説明申し上げます。国民の生命、財産の保護に全力を挙げることが警察行政に課せられた唯一、絶対の任務であることは、申し上げるまでもないことであります。一たびこれが行き過ぎれば、国民の基本的権利を侵害するものであることは、残念ながらわが国の歴史において証明されているところであります。警察の権力が過大にも、また過小にもなつてはならないというわれわれの考えも、まさにこうした歴史的教訓に大きく由来しているものであります。こうした立場から昨今の暴力団あるいはそれに類する者の銃器等を使用した犯罪の頻発に対し、厳

しい処置をとることは当然のことと考えますが、同時に忘れてはならないことは、こうした警察の権力の行使も、不法な暴力を許さない国民の確固たる決意と協力があって初めて有効に機能し得るということであり、その意味で今回の法改正が、模範銃器について規制を加えることは、これら模範銃器改造による暴力行為への利用を抑制するという点では、一定の必要性を認めるものであります。その規制内容が、国民の基本的権利と深くかかわっているがゆえに、慎重の上にも慎重を期さねばならないと言わなければなりません。特に従来の模範銃器に対する規制と異なり、新たに模範銃器について規制することは、規制対象の大幅な拡大であるばかりか、これまでの自主規制を根底において否定し、さらには国民の基本的権利にも深くかかわるきわめて重大な問題と言わなければなりません。

これまでの製造業者による積極的な自主規制を評価し、その成果を行政指導の面においてさらに徹底するとともに、模範銃器の改造による暴力行為への利用を許さないとの国民的合意の形成に努めることも、広い意味での警察行政の課題であると考えるのであります。

このような立場から本修正案を提案いたしましたわけですが、本修正案の主たる内容は、総理府令の制定に当たっては、模範銃器審議会を設け、その意見を聞かなければならないとしたしております。

以上が本修正案の提案理由及びその概要であります。何とぞ慎重審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○地崎委員長 以上で、修正案についての趣旨の説明は終わりました。修正案については、別に発言の申し出もありません。

○地崎委員長 これより、本案及びこれに対する修正案を一括して討論を行うのでありますが、別

に討論の申し出もありません。これより採決いたします。

まず、佐藤敬治君提出の修正案の採決をいたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○地崎委員長 起立少数。よって、佐藤敬治君提出の修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○地崎委員長 起立多数。よって、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○地崎委員長 ただいま議決いたしました法律案に対し、中村弘海君、佐藤敬治君、小川新一郎君、山本悦二郎君、三谷秀治君及び川合武君から、六党共同をもって附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

この際、本動議の提出者から趣旨の説明を求めます。中村弘海君。

○中村弘海委員 私は、この際、自由民主党、日本社会党、公明党、国民会議、民社党、日本共産党、革新共同及び新自由クラブの六党を代表いたしまして、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案に対し、附帯決議を付したいと思っております。案文の朗読により、趣旨説明にかえさせていただきます。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

政府は、本法の施行に当たり、次の点に留意し、その実効に遺憾なきを期すべきである。

一、法第二十二條の三に定める「銃砲に改造することが著しく困難なもの」を定めるに当たっては、従来の経緯と当委員会の審議の経過にかんがみ、銃器について専門的知識を有する者の意見を聴取する等慎重を期し、国民の基本的権利

を侵すことのないよう配慮すること。

二、最近における暴力団等の銃器使用犯罪の実態にかんがみ、暴力団等のこの種犯罪に対する取締りを徹底させるなど暴力団犯罪絶滅のための対策を講ずること。

三、銃砲による危害を防止し、公共の安全を確保するため、猟銃用火薬類の不正流出防止の徹底を期すること。

右決議する。

以上であります。

何とぞ皆様方の御賛同をお願い申し上げます。

○地崎委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。これより採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○地崎委員長 起立総員。よって、中村弘海君外五名提出の動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、小川国務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。小川国務大臣。

○小川国務大臣 ただいまは銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案について、慎重御審議の結果御採決をいただきまして、まことにありがとうございます。ただいまの附帯決議の御趣旨を十分尊重いたしまして法律を運用してまいる所存でございます。（拍手）

○地崎委員長 この際、お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と答へる者あり。

○地崎委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○地崎委員長 次回は、来る十九日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時三十分散会

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案に対する修正案

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二十二條の三を第二十二條の四とし、第二十二條の二の次に一條を加える改正規定中第二十二條の三に次の一項を加える。

3 内閣総理大臣は、第一項の総理府令の制定又は改正をしようとするときは、模範銃器審議会の意見を聴かなければならない。

附則第一項中「及び第三十七條の改正規定（第三十二條に係る部分に限る。）」を、「第三十七條の改正規定（第三十二條に係る部分に限る。）」及び附則第二項の規定に改める。

附則第三項を附則第四項とし、附則第二項を附則第三項とし、附則第一項の次に次の一項を加える。

（総理府設置法の一部改正）

2 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五條第一項の表中国民生活安定審議会の項の次に次のように加える。

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和二十三年法律第六号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

模範銃器審議会

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和二十三年法律第六号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

模範銃器審議会

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和二十三年法律第六号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

模範銃器審議会

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和二十三年法律第六号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

模範銃器審議会

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和二十三年法律第六号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

模範銃器審議会

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和二十三年法律第六号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。